



大阪・伏見町:青山ビル、2019-06-19撮影

2019年7月18日

企業と雇用システム

第15回

労働政策の新たな動きと 新しい働き方



高田好章

◎今回のテーマ



労働政策の新たな動きと新しい働き方

多くの先進諸国はこれまで労働規制を緩和しようとする政策が近年とられてきました。日本も例外ではなく、労働者の働き方を守る様々な政策や規制を「岩盤規制」と呼んで掘り崩そうとしています。

しかしながら、最近では「働き方改革」と称して新たな労働政策が打ち出されています。

このような労働政策の変遷はどこから来たのか、またどのようにしようとしているのか見ます。

さらに、新しい働き方についても考えます。

新たな「階級社会」出現

新・日本の階級社会

橋本健二



講談社現代新書

2461

橋本健二

『新・日本の階級社会』

2018年1月

新たな「階級社会」出現

階級社会ニッポンの実像

資本家階級 254 万人 (4.1%) 経営者、役員

平均年収 **604** 万円
(従業員 30 人以上では 861 万円)
家計資産平均 4863 万円
資産ゼロ世帯 3.5%
貧困率 4.2%
高等教育を受けた人 42.3%
自民党支持率 47.4%
支持政党なし 35.1%

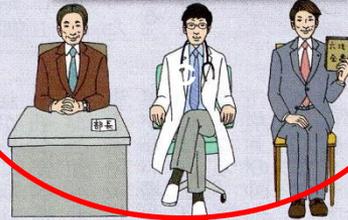


旧中間階級 806 万人 (12.9%)
自営業者、家族従業者

平均年収 **303** 万円
家計資産平均 2917 万円
資産ゼロ世帯 11.1%
貧困率 17.2%
高等教育を受けた人 27.2%
自民党支持率 35.5%
支持政党なし 46.0%



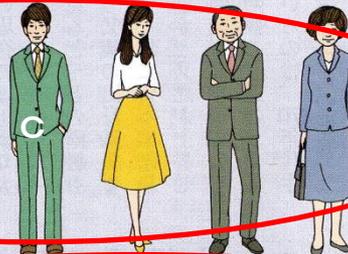
新中間階級 1285 万人 (20.6%)
管理職、専門職、上級事務職



平均年収 **499** 万円
家計資産平均 2353 万円
資産ゼロ世帯 5.9%
貧困率 2.6%
高等教育を受けた人 61.4%
自民党支持率 27.5%
支持政党なし 56.6%

正規労働者 2192 万人 (35.1%)
事務職、販売職、サービス職など

平均年収 **370** 万円
家計資産平均 1428 万円
資産ゼロ世帯 14.5%
貧困率 7.0%
高等教育を受けた人 30.5%
自民党支持率 24.1%
支持政党なし 61.3%



労働者階級



平均年収 **186** 万円
家計資産平均 1119 万円
資産ゼロ世帯 31.5%
貧困率 38.7%
高等教育を受けた人 27.7%
自民党支持率 15.3%
支持政党なし 67.9%

アンダークラス 929 万人 (14.9%) アルバイト、派遣社員など非正規労働者

資本家階級

旧中間層

新中間層

労働者階級
正規労働者

アンダークラス

週刊東洋経済
2018年4月14日号

(注) 人数の横のカッコ内は全就業者に占める割合。平均年収は個人の平均。アンダークラスはパート主婦 785 万人 (12.6%) を除く

新たな「階級社会」出現

「階級社会」中間層襲う転落不安

インタビュー
現在地
2019 参院選

参院選の投票票目が迫った。未来の「見取り図」を描くには、いま、を見つめることが欠かせない。閉塞感と不安、変化と希望……。私たちはどこにいるのだろうか。60歳と28歳。世代も歩む道も違う？人へのインタビューから考える。

社会学者・早稲田大学教授

橋本 健二さん(60)

「階級」という言葉には古めかしい印象が付きまとう。だが、昨年1月に世に出たその本は、筆者の予想をはるかに上回る反響を呼んだ。

「新・日本の階級社会」

閉塞感が漂う日本社会の現状をみるには階級という視点が不可欠、という警鐘だった。不安定な雇用で収入も低く、結婚や子育て、老後の蓄え、といった営みもままならない新しい階級「アンダークラス(下層階級)」の出現に注目すべきだ。

本のヒットに、「何が起きているのか」と思った。と雖よりも驚いたのが筆者だ。社会学者の橋本健二。階級という概念にこだわり、40年近く前から日本社会を分析してきた。

ただ橋本はすでに2006年、「格差社会」が流行語になったその年に「階級社会」という本を出していた。所得や資産格差の拡大にとどまらず、日本に新しい貧困階級が生まれつつある、という論考だ。

当時は、「総中流」という社会意識に支えられてきた日本の変質に国民の多くが気づき始めたころだ。非正規雇用の増加は象徴といえた。橋本は「アンダークラス」という言葉も当時から

使っていたが、「反響はほとんどなかった」。しかしいま「階級」が、多くの人々が感じるリアリティーをすくい取る言葉になりつつある。

何が変わったのか。06年当時も格差拡大に注目が集まっていたが、「普通」と違う貧しい人たちの生活に驚いたが、周囲にそういう「貧困層」がいるわけではなく、存在は認識しつつも、直面はしていない。それが大半の人々の実感だったのではないか。

橋本の言う「アンダークラス」は主にパートの主婦を除く非正規雇用の労働者たちを指す。60歳未満の平均個人年収は約185万円。職を失う恐れと先行き不安にさいなまれる日々を送る。人口約1億2600万人の日本で、こうした層は橋本の試算では900万人以上。若者から高齢者まで広がる。

日本経済はじり貧傾向が続き、社会保障制度など「安心」の仕組みの未来は心もとない。自分や家族もいずれ「転落」してしまうのでは……。そうした不安が広がっている。中間層が転落の不安を抱えつつ、格差拡大もやむなしという「自己責任論」に傾きつつあるのだという。橋本は、現代の豊かな中間層の意識の変容と社会の分断を象徴する風景の一つが、大都市部に広がるタワーマンションだとみる。

「(自身が転落しないという前提で)広がる格差を認める中間層と、是正を求めるアンダークラス。潜在的な対立が深まっている」 敬称略(高久綱)

3面に続く



高層化するマンションは、日本社会の変容の象徴に見える、と語る橋本健二さん。10日、東京都豊島区、仙波理撮影。

新たな「階級社会」出現

格差 広がる「自己責任」論

インタビュー
現在地
2019参院選
(1面から続く)

—日本社会の分析には「階級」という視点が欠かれない、と長く主張してきた。

私は戦後日本は、資本(企業経営者)・旧中間(営業者)・新中間(ホトカラー会社員、専門・労働者という四つので構成されるとみてきた。そこに、アンダーエスという新しい階級が90年ごろから生まれ「考えています」
—どうしてそうなったでしょうか。
80年代後半以降の「フター」の増加を皮切りに非正規雇用の割合が増した。もはや、一時的現象の帰結である『世



—仙波理撮影

社会学者・早稲田大学教授

橋本 健二さん

1959年生まれ。専門は理論社会学で、趣味は居酒屋めぐり。格差や階級研究の著作に加え、日本の居酒屋の変遷を分析した「居酒屋の戦後史」「居酒屋ほろ酔い考現学」などがある。

代」ではなく、恒常的な「階級」として捉えたほうがいい」

「日本の社会学者が共同で10年ごとに実施している『社会階層と社会移動全国調査』(2015年)によると、非正規雇用で生計を立てるアンダークラスは60歳未満の場合、個人年収が平均約185万円。フリーターや元フリーターもふくめ非正規雇用のまま年を重ねる人たちとシングル

マザーが代表例で、これに年金を十分受け取れないために非正規で働く高齢者が加わります」

—所得の低い人は昔からいたのではないですか。
「アンダークラスというべき階級が存在が認識されてきました。近年の大きな変化と言えるのが、(新中間階級など)中間層が転落することを現実的な恐れとして抱くようになったことです」

—昨年の本は発行部数が約7万部と異例のヒットで、大都市のビジネス街の書店でよく売れたと聞きます。「転落への不安」を中間層が自分事とみているのなら、重要な政治課題になったということですか。

「残念ながら、そうではありません。自分や子どもが『転落』への不安は高まっていますが、格差を社会問題ととらえ、是正しようという動きにはつながって

新自由主義による労働政策の変遷



1973年

石油危機後、福祉国家政策を放棄

新自由主義原理の構造改革政策

労働市場における市場メカニズム発揮

1985年

労働者派遣法制定・民間職業紹介の規制緩和

男女雇用均等法制定

1995年

日経連の「新時代の「日本的経営」」雇用流動化へ

真の狙いは、総額人件費の抑制

年功型賃金を成果主義賃金へ

新自由主義による労働政策の変遷



2001年

小泉構造改革

労働市場の**構造改革**、労働分野の**規制緩和**
雇用流動化

日本的雇用慣行からの転換、自己責任原則の確立

2009年

2008年リーマンショックを契機に、
格差・貧困をもたらした構造改革政策批判
民主党政権：新自由主義政策が一時後退

2012年

第2次安倍政権：成長戦略：労働改革：
企業の**雇用維持から労働移動**への予算配分
雇用特区構想、**解雇規制の緩和**、
労働時間規制の緩和、**ジョブ型・限定正社員制度**

働き方改革：政策立案の流れ： 2016年

2月 働き方改革 仕掛けたのは政府

「一億総活躍社会 実現対話」

「働き方」改革 1

仕掛けたのは政府

揺らぐ日本型雇用

従来（従来の正社員）
長期雇用
新卒者を一括採用
異動、転勤
長時間労働
年齢に応じて賃金が上がる
定年

非正社員
有期雇用
雇用が不安定
低賃金
キャリアが積みにくい

人件費削減で非正社員増
新卒で就職できないと…
子育てや介護しながら働き続けられないと…
高賃金の中高年がリストラされると…

人口減で女性、高齢者の働き手拡大へ

最近の「働き方」見直しのチャレンジだ。2月の動きを仕掛けたのは政府末、東京都内で開かれた。話」で、安倍首相はこ

「一億総活躍社会実現対話」で、安倍首相はこ

長時間労働の是正、非正社員の待遇の改善、子育てや介護しながら働ける環境の整備——人口が減っていくなかで、日本人の働き方を見直そうという議論が盛んです。政府も経済成長のため新たな目標を掲げました。「働き方」改革に何が必要なのか。シリーズで考えます。

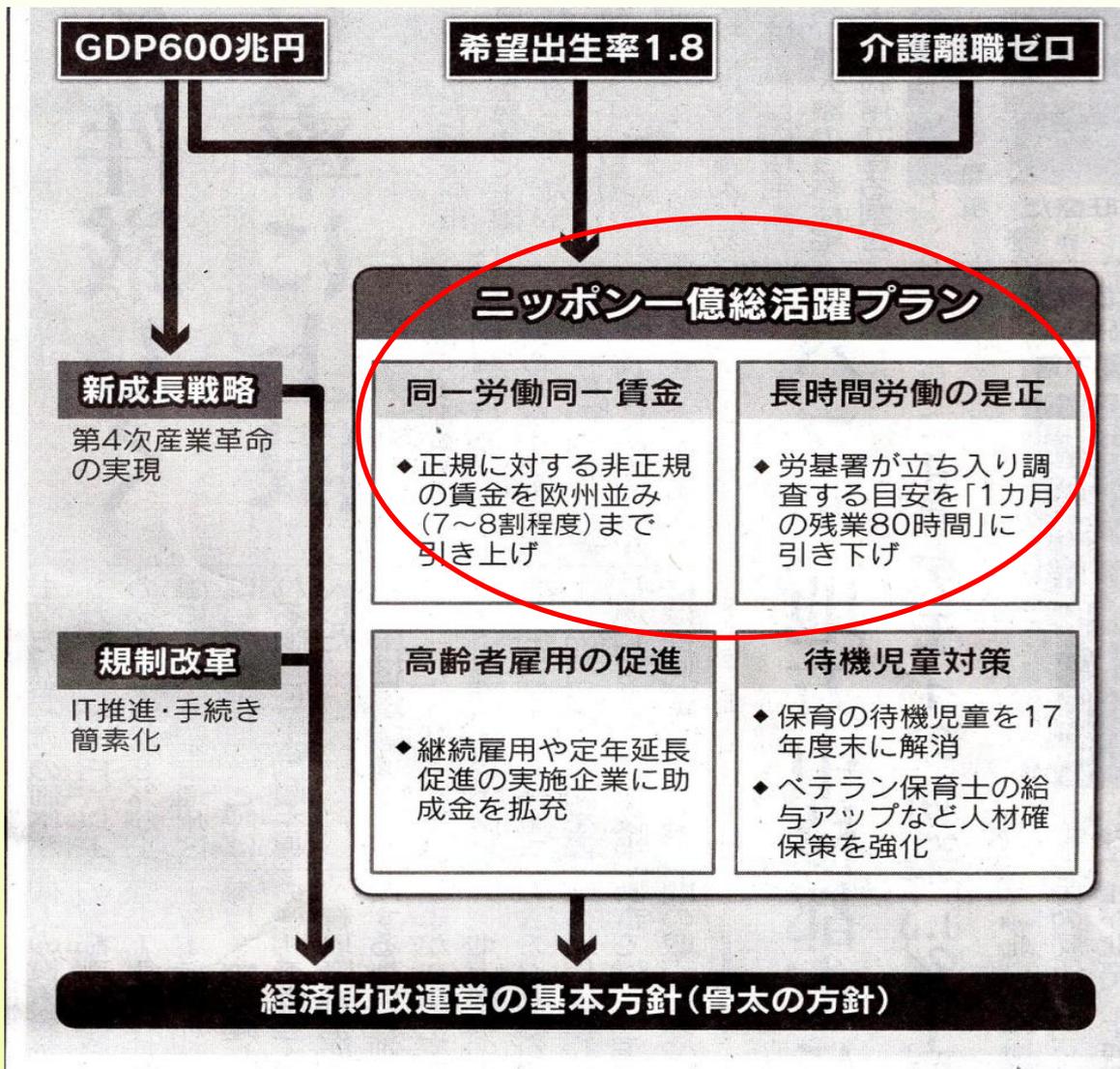
う述べた。
政府は昨秋、2020年ごろに名目国内総生産（GDP）を、現在より100兆円多い600兆円に増やす目標を掲げた。カギの一つとしたのが「働き方」の改革だ。柱は①非正社員の待遇改善に向けた同一労働同一賃金②長時間労働の是正③高齢者の就業促進。加えて女性の活躍推進も打ち出した。人口が減っていく中で、働く女性や高齢者を増やし、労働力を確保して成長につなげる狙いだ。

政府が打ち出す前から、こうした政策の必要性は指摘されてきた。

例えば、長時間労働の是正。労働時間は1日8時

長時間労働・賃金格差、長く課題

働き方改革：政策立案の流れ 2016年



5月19日

ニッポン
一億総活躍プラン



同一労働同一賃金
長時間労働是正

働き方改革：政策立案の流れ 2016年

8月2日

「働き方改革推進室」
設置

↓
官邸前面

働き方改革 官邸前面

安倍晋三首相が掲げる「働き方改革」が動き出した。政府は2日、内閣官房に推進室を設置、月内に労使のトップが参加する会議を立ち上げる。同会議を舞台に、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などの懸案に首相官邸主導で取り組む。今年度中に具体的な計画をまとめる方針だが、自民党や厚生労働省も関与を狙う構えで、調整は曲折がありそうだ。

「働き方改革は最大のチャレンジだ。世の中から非正規という言葉を一掃する」。首相は2日、「働き方改革実現推進室」の開所式で職員に訓示した。働き方改革は8月の内閣改造で担当閣僚を新設した政権の看板政策。

労使トップ参加、年度内に具体策 自民も関与、曲折も

首相の経済政策「アベノミクス」のテコ入れを目指すし、雇用や労働分野の改革を目指す。推進室の室長には官僚トップの杉田和博官房副長官を据え、霞が関全体

にらみが利く体制にした。推進室が事務局となつて、9月下旬にも新設する「働き方改革実現会議」を支える。働き方会議も重厚な布陣だ。首相が議長を務め、

加藤勝信働き方改革相と塩崎恭久厚労相が常任メンバーになる。経団連の榊原定征会長、連合の神津里季生会長の労使双方の代表も参加する。首相の下に利害関係者



働き方改革：政策立案の流れ 2016年

成長重視 働き方改革 議論始動へ 示せるか

安倍政権の働き方改革は道半ば

第1次(2006~07年)

ホワイトカラー・エグゼンプション

法案提出を断念

ジョブ・カード

実現するも普及進まず

第2次(12年~)

解雇の金銭解決

裁判で不当とされた解雇に限定する方向

脱時間給制度

関連法案は2年間成立せず

同一労働同一賃金

不合理な待遇を示し、正社員との格差解消

長時間労働是正

企業の監督を強化し、残業を減らす

働き方改革議論始動へ

安倍晋三首相が第3次再改造内閣の発足を機に、「最大のチャレンジ」と位置づけた働き方改革。同一労働同一賃金や長時間労働の是正など、格差解消や労働者が働きやすい環境作りを急ぐ構えをみせる。一方で、経済界や他の経済官庁には、解雇規制の緩和など労働市場の流動化を促して経済成長につなげる改革を望む声もある。弱者を救う分配政策を進めつつ、どこまで成長重視の姿勢を示すかが問われる。

非正規救済に軸足

同一労働同一賃金

長時間の是正

加藤勝信働き方改革相は5日、「首相の指示を中心に議論する」とした。9月中旬に「働き方改革実現会議」を開き、有識者の意見を聞き始める。年度内に実行計画をまとめ、法改正の作業に入る。改革の目玉は主に3つある。同じ仕事に同じ賃金を払う「同一労働同一賃金」の実現、長時間労働の是正、高齢者の就労促進だ。政府が6月にまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」に沿っている。同一労働同一賃金の狙いは、正社員と非正規労働者の格差解消にある。

首相も「日本から非正規という言葉を取り除く」と意気込む。非正規労働者の賃金は正社員の約6割とされる。非正規労働者には正社員と仕事は似ているのに、待遇は劣るとの不満がある。政府は最低賃金も引き上げ、非正規の所得底上げを急ぐ。長時間労働の是正や高齢者の就労促進は担い手の確保が狙いだ。生産年齢人口は2013年に8000万人を割り、足元

8月7日

働き方改革



成長戦略のひとつであることの注意

2016-08-07日経新聞

働き方改革：政策立案の流れ 2016年

働き方改革 険しい道のり

「実現会議」メンバー発表

焦点は「同一賃金」 経営側は強く警戒

9月16日
働き方改革
実現会議
メンバー発表

9月27日
初会合

有識者議員の顔ぶれ

敬称略・五十音順

- 生稲 晃子 女優①
- 岩村 正彦 東京大学大学院 法学政治学研究科教授
- 大村 功作 全国中小企業 団体中央会長
- 岡崎 瑞穂 オーザック専務
- 金丸 恭文 フューチャー社長
- 神津里季生 連合会長②
- 榊原 定征 経団連会長③
- 白河 桃子 相模女子大学 客員教授
- 新屋 和代 りそなホールディングス 執行役人材サービス部長
- 高橋 進 日本総合研究所 理事長
- 武田 洋子 三菱総合研究所 政策・経済研究センター 副センター長
- 田中 弘樹 イトヨーカ堂 人事部総括マネジャー
- 樋口 美雄 慶応大学 商学部教授
- 水町 勇一郎 東京大学社会科学 研究所教授
- 三村 明夫 日本商工会議所 会頭

安倍政権が新たに立ち上げる「働き方改革実現会議」のメンバーが16日、発表された。政権は月内に初会合を開いて、日本型の雇用慣行にメスを入れないか考えながら、主な論点は労使の利害が鋭く対立してきた難題ばかり。首相主導の改革が進むかどうか注目が集まる。

「成長と分配。この循環に大きく資するのが、働き方改革だ」。加藤勝信・働きた方改革担当相は16日の記者会見でこう強調した。経済成長は安倍政権の生命線だが、アベノミクスは失速気味。このため政権は、長時間労働を是正して共働きの人が働きやすくなり、非正規社員の処遇を改善して消費の活性化につ

「働き方改革実現会議」で議論する主なテーマ

- 長時間労働の是正
残業時間の上限を定める労使協定(36協定)の見直し
- 非正規雇用の処遇改善
同一労働同一賃金のガイドライン策定
- パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正を検討
- 高齢者の就業促進
定年引き上げの支援策を検討
- 柔軟な働き方
在宅勤務を可能にするテレワークの推進
- 子育て・介護と仕事の両立支援
病気の治療との両立も

「おニャン子クラブ」の元メンバーで女優の生稲晃子さんが参加する。2011年に乳がんと診断され、治療を受けながら活動を続ける生稲さんには、主に「病気の治療と仕事の両立」に関する知見の提供が期待されている。

会議が扱う予定のテーマには、労働政策審議会(労働審判)などで議論されてきたが、改革が進まなかった項目が並ぶ。厚労省の審議会に委ねたままでは、慣行の見直しや負担増につながる施策に反発する経営側と労働者側の調整は進ま

働き方改革：政策立案の流れ 2016年

9月27日

実現会議

労働条件改善
優先

生産性置き去り

労働条件の改善優先

政府の働き方改革の議論が本格的に始まった。同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正など、雇われている側が望む労働条件の改善に軸足を置いたのが特徴だ。解雇規制の緩和といった企業が求める政策の多くはメニューから漏れた。安倍政権は政労使のあつれき避けようとするあまり、当初めざした生産性の向上を置き去りにしたようにみえる。(1面参照)

働き方改革 生産性置き去り

目玉の一つが、正社員と非正社員の賃金格差を埋める「同一労働同一賃金」だ。非正規の賃金水準は正社員の6割弱にとどまる。政府はどんな待遇差が合理的でないかを事例で示すガイドラインを年内につくる。

働き方改革実現会議の委員の一人である水町勇一郎・東京大教授は27日の会議で「非正規社員の待遇格差と長時間労働は同時に対策を打つ必要があり、収益力の低下につながる。政府は残業時間に一定の上限規制を設ける方針だ。経済界は一律の上限規制を課されれば必要なきときに人手が足りなくな

ある」と述べた。長時間労働の是正も力ぞとなる。今は労使で特別な協定(36協定の特別条項)を結べば残業時間を事実上、無制限に延ばせる。男性の育児参加や女性の社会進出が進まない理由の一つとされる。

安倍晋三首相が昨年打ち出した「億総活躍社会の主要テーマを引き継ぐのが、「最大のチャレンジ」と位置づける働き方改革だ。成長と分配の好循環の実現を掲げ、司令塔役となる担当相に側近の加藤勝信氏を充てた。

働き方会議での 主な民間有識者の発言

- 経団連・榊原定征会長
36協定の議論は職種ごとに異なる要因に留意した議論が必要
- 連合・神津里季生会長
労働時間の量的上限規制と勤務時間インターバル規制の実現を
- 日商・三村明夫会頭
多様な人材の活躍推進と生産性推進に取り組む必要がある
- フューチャー・金丸恭文会長兼社長
(脱時間給制度新設のための)労働基準法改正案の早期成立をお願いする
- 樋口美雄・慶大教授
外国人受け入れ議論を始めるとき
- 女優・生稲晃子氏
大病を患っても元気に明るく仕事ができる国になることを願う

働き方改革：政策立案の流れ 2016年

働き方 多様な声

12人 首相と意見交換会



「働き方改革に関する総理と現場との意見交換会」で出席者の意見を聞く安倍晋三首相（右から2人目）＝13日午後、首相官邸、岩下毅撮影

働き方改革を政権の最重要政策の一つに位置づける安倍晋三首相が13日、働く人たちの意見交換会を開いた。副業や在宅勤務をする人、就職後に大学で学び直した人など「多様な働き方」をする12人が首相官邸に招かれ、自らの経験を話した。

10月13日

意見交換会

働き方
多様な声

2016-10-14朝日新聞

働き方改革：政策立案の流れ 2016年

小売り・金融・中小など参加

民間感覚で働き方改革を主導

働き方改革実現会議
(議長・安倍首相)

首相

民の力



生稲晃子氏

女優

闘病体験伝え病気
離職を防ぐ



新屋和代氏

りそなHD

同一労働同一賃金を推進



田中弘樹氏

イトーヨーカ堂

パート社員の処遇改善



金丸恭文氏

フューチャー

多様な働き方を追求



岡崎瑞穂氏

オーザック

長時間労働の是正

閣僚以外の参加者

学識経験者、
シンクタンク
6人

労使・業界の
代表
4人

民間人
5人

「働き方改革」 現場の声届け

あった」。社員が休みやすい環境を整えようと、社内にキッズルームを設置し、残業削減を呼びかけた。「社員に貧乏くじはひかせな

現場の声

現場とは
どこにいる人
どんな立場の人
でしょうか
本当に大変な
労働現場で働く人
の声は届くの
でしょうか

女優など

残業削減や子育て 体験生かし議論

働き方改革：政策立案の流れ 2017年1月18日

政府、通常国会に64法案

「共謀罪」・働き方改革も準備

政府は18日、衆参両院の議院運営委員会理事会で、20日召集の通常国会に64本の法案を提出する方針を伝えた。「共謀罪」の構成要件を変えた「テロ等準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法改正案の中には含めず、「提出検討中」としたが、政府・与党は今国会中の成立を目指している。政府が提出を予定するのは、返済不要の給付型奨学金を新設する法案や、被害者の告訴がなくても立件できるようにする

きるようにして性犯罪を厳罰化する刑法改正案などがあ。農業資材の価格を引き下げる農業競争力強化支援法案や、民泊のルールを定める法案も含まれ、国民生活や経済活性化に関する法案が多いのが特徴だ。64法案以外にも、政府内で検討中の働き方改革関連法案など、提出法案がさらに増える可能性もある。

一方、テロ等準備罪は、対象とする犯罪を過去3回廃案になった「共謀罪」法

案になら、懲役・禁錮4年以上の罪」とする。対象となる犯罪数は676に上るが、公明党内の慎重論に配慮して300程度への削減が検討されている。

民進党の運動代表は18日、愛媛県今治市で記者団に「3回廃案になり、名前を変えて出してくる共謀罪に対しては国民の中に不安

は、返済不要の給付型奨学金を新設する法案や、被害者の告訴がなくても立件できる

対象とする犯罪を過去3回廃案になった「共謀罪」法

法案	内容
刑法改正案	性犯罪を厳罰化。被害者の告訴がなくても立件できるようにする
日本学生支援機構法改正案	給付型奨学金の新設や無利子奨学金の拡充
健康増進法改正案	管理者への罰則を含む受動喫煙防止対策の強化
農業競争力強化支援法案(仮称)	肥料などの農業資材の価格引き下げや流通改革を進める
畜産経営安定法改正案	生乳の流通制度を見直し、酪農家への補助金を拡充
住宅民泊事業法案(仮称)	民泊のルールを定める
【検討中】組織的犯罪処罰法改正案	「共謀罪」の構成要件を変えたテロ等準備罪を新設
【検討中】衆院選挙制度改革関連法改正案	衆院小選挙区の区割りなどを見直す

■政府が通常国会に提出を予定する主な法案

働き方改革：政策立案の流れ 2017年1月31日

参院予算委：月平均60時間、繁忙期に月最大100時間 法律に過労死ライン基準

質問に答える安倍首相



■長時間労働の是正をめぐる国会の論点

残業時間の上限は

安倍晋三首相「過労死基準をクリアすることが前提」(31日・参院予算委)

野党「過労死基準まで働かせてもいいとお墨付きを与えるものだ」(30日・参院予算委、民進・連舩代表)

高収入の専門職を労働時間規制から外す労働基準法改正案と長時間労働を是正する政府方針との関係は

首相「労基法改正案は意欲や能力を発揮できる新しい労働制の選択を可能とする。整合性がありいずれも必要」(27日・衆院予算委)

野党「労基法改正案は長時間労働を助長し、安倍政権(の対応)は支離滅裂だ」(23日の衆院代表質問、民進・大串博志政調会長)

いつまでに長時間労働を是正するの

「時間外労働の上限は過労死基準をクリアすること」が前提だ
31日の参院予算委員会。政府の「働き方改革」で新たに定める残業時間の上限について、首相は「1カ月の月平均が80時間」とす

る過労死の労災認定基準を下回ることを強調した。
政府は新たな上限規制を月平均60時間(年間720時間)とする方向で調整中だ。一方で、経済界に配慮し、繁忙期は「月最大100時間」「2カ月の月平均80時間」も認める方針だ

が、野党はこれらの「不十分」を突く。
民進党の連舩代表は30日の参院予算委で「法律で過労死ラインまで働かせていいとお墨付きを与える」と批判。大串博志政調会長は「100時間は規制の数字に値しない」と指摘した。
矛先は、「残業代ゼロ法案」と批判され、継続審議になっている労働基準法改正案との「矛盾」にも向け

残業上限巡り論戦

施政方針演説で安倍晋三首相が最大のチャレンジと位置づけた「働き方改革」が、国会論戦の焦点に浮上している。広告大手・電通の新社員が過労自殺した問題で注目された長時間労働の是正を求め、野党側は首相への追及を強める。

働き方「矛盾」突く野党 電通過労自殺受け国会焦点に

働き方改革：政策立案の流れ 2017年3月13日

経団連・連合：「100時間」の線で一致：過労死ライン

連合：100時間「未満」を要求 →「100時間未満」で決着

残業「月100時間未満」へ

繁忙期上限 労使に首相要請

政府が導入をめざす「残業時間の上限規制」をめぐる、安倍晋三首相は13日、経団連の榊原定征会長、連合の神津里季生会長と首相官邸で会談し、焦点だった「きわめて忙しい1カ月」の上限を「100時間未満」とするよう要請した。

経団連は「100時間」、連合は「100時間未満」を主張して譲らずに対立が続いていたが、首相が連合の案に軍配を上げた形。経団連は首相の「裁定」を受け入れ、上限規制は決着する見通しだ。▼7面▶背景は繁忙期の残業時間の上限

をめぐっては連合側が、過労死ラインの月100時間まで残業を合法化するのには「到底ありえない」（神津氏）と批判。労使合意が前提だとして、安倍首相が労使双方に協議を促していた。榊原氏と神津氏は会談に先立ち、繁忙期の上限につ

残業上限首相が「裁定」

「過労死容認」批判回避狙う

労使の意見が鋭く対立してきた残業時間の上限規制をめぐる労使協議。最大の焦点だった「きわめて忙しい1カ月」の上限は、安倍晋三首相の「裁定」により、連合が主張する「100時間未満」という表現で決着する見通しだ。最終的に首相が「未満」という表現で「裁定」に乗り出した理由について、首相側近は「労使の努力で残業時間をより引き下げていくという方向性を打ち出すためだ」と解説する。▼1面参照

「きわめて忙しい1カ月」の上限について、「100時間」を線引きの基準とすることは、連合と

連合の神津里季生会長（右手前）、経団連の榊原定征会長（同奥）との会談で発言する安倍晋三首相。13日午後5時59分、仙波理撮影



経団連の間で方向性は一致していた。だが、連合が強く求める「100時間未

満」の表現について、経団連は労使協議の場では最後まで譲らなかった。

政府は当初、過労死の労災認定基準を根拠に、上限を「100時間」とする案を検討していた。経団連は自由な企業活動を縛りかねない残業時間の上限規制にはもともと慎重な立場だ。だが、長時間労働の是正を求める世論が強まるなか、安倍政権と「車の両輪」の関係にあると自認する経団連は規制の導入を容認。政府がたたき台として示した案の「100時間」を「最後の1線」と位置づけて連合との交渉に臨んだ。しかし、政府案の内容が

働き方改革：政策立案の流れ 2017年7月

残業長時間規制案に、過労死家族の会が批判

残業容認は過労死への道



49年生まれ。91年設立の「家族の会」で2008年から代表。厚生労働省の過労死等防止対策推進協議会の委員。

寺西 笑子さん

全国過労死を考える家族の会代表

飲食店チェーンの店長だった夫は1996年に、49歳で過労自殺しました。店は年中無休で、朝に出勤したら、ほぼ毎日が午前様。月2回の休日すらつぶれがちで、亡くなる前1年間の労働時間は、約4千時間に上っていました。さらに叱責され、心身とも疲れきり、うつ病になった末の出来事でした。労働災害に認定され会社は謝罪しました。過労自殺には、「自ら死を選んだ」という無理解があります。私自身、最初は「家族のことは考えなかったんか」と夫に怒りをぶつけました。でも、違うんです。疲労困憊になると、ダメージは心臓や脳だけでなく、精神を襲うこともある。あんなに家族思いだったのに、正常な判断力を奪われ、選ぶ余地なく死に追い込まれた夫に、今はねぎらいの言葉しかありません。長

時間労働は心も壊すのです。人は、何のために働くのでしょうか。まず睡眠時間や自分の時間、家族との時間があり、そのために労働があるはず。だから労働基準法は、労働時間を原則、週40時間と定めるのではないのでしょうか。なのに、これまでは労使が協定を結べば事実上、青天井に残業できました。そこで政府と連合と経済界は今春、協定を結んでも超えられない罰則つきの上限を作ろうとし、極めて忙しい月の残業上限を「100時間未満」とするのとで合意してしまいました。天井ができるから前進だ、という人もいます。でも、私にとっては後退です。今まで国が認めてきた残業時間は、労使協定があっても「原則45時間」で、それ以上は例外でしかなかった。なのに、わざわざ倍以上の時間を法律に

書いて、容認してしまうのです。しかも、100時間は過労死認定の基準ラインです。せっかく長時間労働はいけないという風潮が広がってきたのに、これでは「100時間までOK」という「過労死合法化」になりかねない。法案化の前に、今からでも見直してほしい。理想は残業ゼロですが、せめて月45時間以下にすべきです。経済のため、100時間までは仕方ない、という逆算は本末転倒です。もちろん、やるべき仕事はこなしたり仕事を覚えたりするため、時間を気にせずに働くという日本人の美德もあると思います。ただ、働き手がそうであればこそ、会社が正しい労働時間管理をして「帰らなアカン」というブレーキは踏まないといけない。本当に国際競争力や労働力確保を考えるなら、過労死ラインまで残業させる国が、外国にどう映るかも考えるべきです。

命より大切な仕事はありません。ご本人も家族も、長時間労働に注意して、最後は命を守ってほしい。たとえその働き方が合法でも、過労死ラインは超えてはいけない。死んでからでは、遅いのです。

(聞き手・吉川啓一郎)

働き方改革：政策立案の流れ 2017年7月

連合 「高プロ制」容認へ 方針転換

「残業代ゼロ」一転容認

連合、条件付け「実をとる」

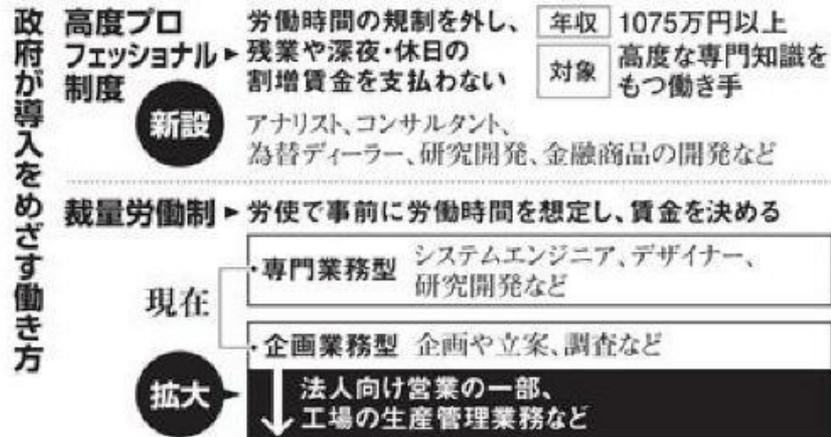
国会で2年以上もたなさらしになっていた「高度プロフェッショナル制度」を含む労働基準法改正案が政府が合意したうえで再提出される運びとなった。「残業代ゼロ法案」と強く批判してきた連合が一転、修正を条件に容認に転じたためだ。制度が実現する可能性が出てきたが、連合執行部の唐突な「方針転換」に身内から異論が相次いでいる。

▼1面参照

同制度の対象となる働き 働をしても割増賃金が全く手は、残業や深夜・休日労働 支払われなくなる

ら、連合や野党は「長時間労働を助長する」と強く反発。連合が法案の取り下げを求め、改正案は2年半近くにわたって審議すらされなかった。

こうした中、政府が3月にまとめた「働き方改革実行計画」に、国会に提出済みの労基法改正案の「早期



	裁量労働制	高度プロフェッショナル	一般の働き方
残業代	労使が前もって決めた分だけ払う	×…支払わなくてよい	○
深夜手当	○…支払う義務がある	×	○
休日手当	○	×	○



働き方改革：政策立案の流れ 2017年7月14日

連合「高プロ制」容認 傘下の労組に聞かず 「変質」と報道

<p>高度プロフェSSIONAL 制度</p> <p>労働時間の規制を外し、残業や深夜・休日の割増賃金を支払わない。年収1075万円以上の高度な専門知識を持つ働き手が対象</p> <p>アナリスト コンサルタント 為替ディーラー 研究開発 金融商品の開発など</p>	<p>裁量労働制</p> <p>労使で事前に労働時間を想定し、賃金を決める</p> <table border="1"> <tr> <td>専門業務型</td> <td>システムエンジニア デザイナー 研究開発など</td> </tr> <tr> <td>企画業務型</td> <td>企画立案 調査など</td> </tr> </table>	専門業務型	システムエンジニア デザイナー 研究開発など	企画業務型	企画立案 調査など
専門業務型	システムエンジニア デザイナー 研究開発など				
企画業務型	企画立案 調査など				
<p>新設</p> <p>働き過ぎ防止策</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>いずれかを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>年104日以上の休日取得 <input type="checkbox"/>労働時間の上限設定 <input type="checkbox"/>勤務間インターバル制度 	<p>対象拡大</p> <p>いまの政府案</p> <p>企画業務型について、法人向け営業の一部、工場の生産管理業務などにも拡大</p>				
<p>連合の修正案</p> <p>働き過ぎ防止策</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>義務づけ</p> <p>年104日以上の休日取得</p> <p>+</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>いずれかを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>労働時間の上限設定 <input type="checkbox"/>勤務間インターバル制度 <input type="checkbox"/>2週間連続の休日取得 <input type="checkbox"/>心身の状況をチェックする臨時の健康診断 	<p>法人向け営業では、商品を販売する一般の営業職は対象外に</p>				

「3月の末から事務レベルで政府に対して改善を要請してきた」

13日午後、首相官邸で安

倍習三首相への要請を終えた連合の神津里季生会長は記者団にそう明かした。3月末は、残業時間の罰則付

き上限規制などの導入を政労使で合意し、政府が「働き方改革実行計画」をまとめたタイミング。一見唐突

執行部 政府交渉を優先

「長時間労働を助長する」「残業代ゼロ法案」と強く反対してきた「高度プロフェSSIONAL制度(高プロ)」について、連合が導入の容認に転じた。傘下の労働組合の意見を聞かず、支援する民進党への根回しも十分しないまま、執行部の一部が「方針転換」を決めていた。組織の内外から「変節」に異論が噴出しており、働き手の代表としての存在意義が問われる事態になっている。▼1面参照

「残業代ゼロ」



記者の質問に答える連合の神津里季生会長。13日、首相官邸、岩下毅撮影

連合「変節」調整後回し

「いまの法案がそのままの形で成立してしまうことは、私どもの責任としては耐えられない。できる限り是正をしないといけない」。神津氏は、政府に修正を求める方針に転じた理由を記者団にそう説明した。連合は本当に実を取れるのか。政府は専門性が高い働き手が成果を上げやすくする狙いで、高プロの導入をめざしてきた。

一方、連合は高プロと裁量労働制の双方に修正を求

「実を取

に見える方針転換は、4カ月も前から準備してきたものだった。

3月に政労使で合意した際に経団連や政府との交渉を進めたのは、連合の逢見直人事務局長、村上陽子総合労働局長ら執行部の一部のメンバーだ。逢見氏は繊維や流通などの労組でつくる日本最大の産別「U-Aゼンセン」の出身。関係者によると、今回も同じメンバーが政府との水面下の交渉にあたり、神津氏も直前まで具体的な内容を把握して

働き方改革：政策立案の流れ 2017年7月19日

連合本部へ 労働者から抗議デモ

働き手の怒り 連合へ

「残業代ゼロ」容認抗議 本部前デモ

連合本部前で抗議する人たち 19日、東京都千代田区、角野貴之撮影



専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を条件付きで容認する方針に転じた連合への抗議デモが19日夜、東京都千代田区の連合本部前であった。日本最大の労働組合の中央組織として「労働者の代表」を自任してきた連合が、働き手のデモに見舞われる異例の事態だ。

「一般の働く人々の権利と生活を守るために動くのが労働組合の役割のはず。連合執行部は今回の一方的な賛成表明を撤回し、存在意義を見せてほしい」

午後7時に始まったデモの冒頭。マイクを手にした男性はこう訴えた。参加者はプラカードやのぼりを掲げ、「残業を勝手に売るな」などとコールを繰り返した。参加者はデモが終わった午後9時までに100人ほどに膨れあがった。今回のデモのきっかけ

労働者から
労働組合の
ナショナルセンター
が抗議される

という
労働者を守らない
ナショナルセンター

連合・中央執行委で、「高プロ制」容認へ異論続出

混迷深まる連合

「残業代ゼロ」異論噴出



記者会見に臨む連合の神津里季生会長（左）と逢見直人事務局長＝21日午後4時17分、東京都千代田区、鬼室黎撮影

「引き続き全体が認識を共有していかなければいけないと私から発言し、全体で確認した」

中執委の後の記者会見。「残業代ゼロ法案」と強く批判してきた高プロを条件付きで容認する方針に転

専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を条件付きで容認する方針転換を巡り、連合の内部で混迷が深まっている。21日の中央執行委員会でも異論が相次ぎ、執行部は組織内での了解取り付けに失敗。神津里季生会長は「方針転換」の意義を改めて訴えたが、記者会見では苦しい説明に終始した。

▼1面参照

連合 「高プロ制」容認を撤回、と表明

結局撤回 連合に傷

専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を巡る執行部の方針転換を巡って迷走を続ける連合が、再び「反対」に転じる。執行部の一部が主導し、いったんは「条件付き容認」に傾いたが、組織内をまとめきれなかった。独り相撲の末に組織は大きく混乱し、内外から批判が殺到。「労働者の代表」としての威信は深く傷ついた。 ▼1面参照

「残業代ゼロ」



三役会と中央執行委員会を開く理由を説明する連合の神津里季生会長＝26日、札幌市

組織内まとめられず

「しっかりとスタンスを統一して今後に臨む必要がある」として、26日午後札幌市で始まった、連合傘下の産別幹部が集まるセミナーの冒頭、神津里季生会長は、「残業代ゼロ法案」と強く反対し

てきた高プロについての「方針転換」を巡る混乱を受け、三役会と中央執行委員会（中執委）を臨時で開く理由をそう説明した。その後、三役会で、高プロの「条件付き容認」を撤回する方針を確認。27日の中執委で正式決定する見通しだ。神津氏が安倍晋三首相を官邸に訪ね、働き過ぎを防

ぐ対策の拡充を要請したのは13日。連合執行部は「組織内での議論や了承は必要ない」と強気の説明をし、要請を反映した形で政府、経団連と「政労使合意」を19日に結ぶ予定だった。しかし、執行部の一部の「独走」に対し、組織内や、民進党、過労死遺族の団体などから反対論が続出。連合の事情で政労使合意は延期された。神津氏は20日夜も、翌日の中執委で組織内の了解が得られれば、政労使合意を結べる環

二つの労働基準法改正案

国会で2年以上たなごらし 高度プロフェッショナル制度の導入

専門職で収入の高い人を労働時間の規制から外す

年収 1075万円以上

対象 アナリスト、研究開発など

健康確保措置が非常に弱いままでは働く者が危険にさらされる

今年3月に政労使で合意 残業時間の上限規制

残業時間に罰則つき上限を設定

- 「極めて忙しい1カ月」の上限は100時間未満
- どの2～6カ月も月平均80時間以内

労基法70年の歴史で画期的なこと。どうしてもやり遂げる

連合 神津会長

一本化して秋の臨時国会で審議？

■高プロを巡る連合執行部の方針転換の経緯

2015年

4月 第2次安倍政権が高プロ導入を盛り込んだ労働基準法改正案を国会に提出。以後、一度も審議されず

17年

3月末～ 逢見直人事務局長ら執行部の一部が主導し、政府案の修正について政府と水面下で交渉

7月13日 神津里季生会長が安倍晋三首相と会談し、働き過ぎを防ぐ対策を手厚くする修正を要請。「反対」から「条件付き容認」に事実上の方針転換

14日 連合の要請について、経団連の榊原定征会長が「できるだけ早く（連合と）考えをまとめていきたい」と記者団に語る

18日 民進党が方針転換の経緯をたぐりヒアリングを開催。議員から「政

働き方改革：政策立案の流れ 2017年9月8日

厚労省 法案概要 「高プロ制」導入し、連合の修正入れる

働き方改革 一本化で火花

「残業代ゼロ」 「残業上限規制」

安倍政権の目玉政策「働き方改革」に関する法案の概要が8日、公表された。法的な強制力がある残業時間の上限規制を初めて設ける一方、専門職で年収の高い人を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を導入するのが柱だ。規制の強化と緩和の「抱き合わせ」に民進党など野党が反発を強めており、今月末に始まる予定の臨時国会で最大の与野党対決法案になりそうだ。

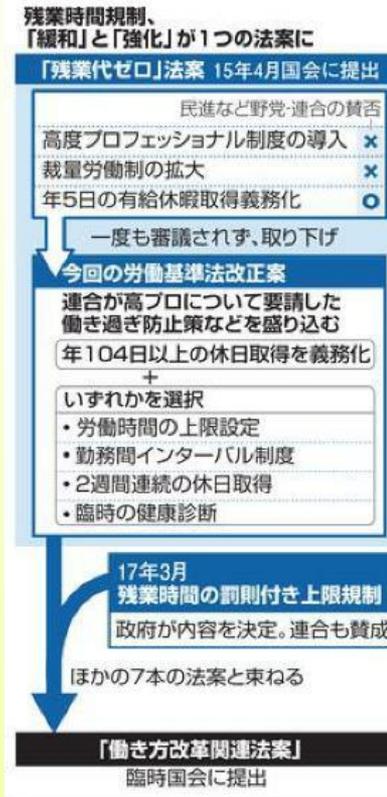
時時刻刻

法案、連合の修正要求丸のみ

安倍政権 したたか戦略

厚生労働省はこの日、労働政策審議会の分科会で「働き方改革関連法案」の要綱を示した。残業の規制を見直す労働基準法改正案が柱だ。労働側代表として出席した連合の村上陽子・総合労働局長は「高プロが含まれた形の要綱が出てきたのは非常に残念だ」と改めて反対姿勢を強調したが、使用者側代表は内容に賛成した。学識経験者からも意見は出なかった。労基法改正案を含む関連法案はほぼこの内容のまま今月下旬に閣議決定され、臨時国会に提出される見通しだ。

政府は2015年、高プロも審議されないうまま、たの導入を盛り込んだ労基法改正案を国会に提出した。政府は臨時国会開会後に、提出済みの労基法改正案を取り下げたうえで、高プロと残業時間の上限規制が「丸のみ」した格好だ。



働き方改革：政策立案の流れ 2017年9月13日

連合 「高プロ制」導入反対だが、法案提出容認

連合が一本化提出「容認」

働き方改革高プロは反対

労基法改正案

連合は13日の中央執行委員会会で、安倍政権が重要法案と位置づける労働基準法改正案について、専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」と、残業時間の罰則付き上限規制の一本化に反対するものの、一本化した法案を秋の臨時国会に提出する政府の方針は事実上「容認」することを確認した。

厚生労働省は8日、労働政策審議会の分科会に、労基法改正案を含む働き方改革関連法案の要綱を提示。15日の分科会で、労使の代表や学識経験者の了承を取り付けたくうえで関連法案を国会に提出する方針だ。

労働側代表として分科会に参加する連合は、政府の方針を受け入れるのはやむを得ないと判断した。分科会を欠席はせず、「高プロの導入に反対」との意見を改めて主張するものの、労基法改正案を一本化する政府方針は覆らない見通し。

神津里季生会長は中執委

後の記者会見で、残業時間の上限規制については「一刻も早く実施してもらいたい」と述べる一方で、「高プロはいらぬし、裁量労働制の拡大はすべきじゃない」と改めて強調。法案提出後の対応については「どういう態度をとるかには非常に悩ましい。（法案の）要素ごとに是非々々で主張を

繰り返していくしかない」と述べるにとどめた。働き方改革関連法案は、臨時国会で最大の与野党対決法案になりそうだ。「民進党と連携を密にしなから、国会に思いを届けていきたい」「修正協議が行われることが望ましいから、そこを旨指してほしい」とも話した。（土屋亮）

働き方改革：政策立案の流れ 2017年9月15日

労政審答申 おおむね妥当 法案提出が決まる

働き方改革臨時国会に法案

労基法改正案 労政審「おおむね妥当」

専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」と、残業時間の罰則付き上限規制を一本化した労働基準法改正案が秋の臨時国会に提出されることが15日、固まった。「高プロの導入に反対」と主張する連合は、規制の緩和と強化を抱き合わせる政府の戦略に抗しきれず、押し切られた格好だ。

一本化 連合抗しきれず

働き方改革関連法案の要綱について審議する厚生労働相の諮問機関、労働政策審議会（労政審）の分科会が15日、法案要綱を「おおむね妥当」とする答申を出した。これを受け、政府は28日に召集予定の臨時国会に労基法改正案を含む関連法案を提出する。高プロを巡って連合の神津里季会長が安倍晋三首相に直接要請した働き過ぎ防止に関する修正内容は、政府が「丸のみ」した形となった。連合は政府と水面下で交

渉し、高プロの「容認」に一時傾いたが、傘下の労組の猛反発に遭い、高プロ反対に立場を戻した。8月末に傘下の労組幹部を集めて開いた緊急集会で、神津氏は「国会に議論が移る前に私どもとして積極的に力を発揮しなければならない。労政審でアピールしていく」と力を込めた。しかし、労基法について審議する分科会は8月末から計4回、2週間ほどで終わった。最終回の15日も、連合の村上陽子総合労働局

長が高プロに反対する姿勢を示したものの、最後は「労政審の決定プロセスを今後も大事にしていきたい」と結び、30分余りで閉会。労働側の高プロへの反対意見を答申に付記することで折り合った。

労政審は労働法制の改正などを議論する場。国際労働機関（ILO）の条約に基づき、労働者の代表、使用者の代表、公益代表の3者が委員をつとめ、連合が労働側の委員を独占している。労働者の代表としての連合の責任は極めて重い。労政審の答申を受けて厚生労働省内で記者会見した神津氏は、「高プロの導入に反対という私どもの考えは根っこでは基本的にずっと変わりはない」と述べるにとどめ、一本化された労基法改正案の提出を受け入れた理由について言及しなかった。高プロを巡る迷走によって深く傷ついた労働者の

働き方改革：政策立案の流れ 2017年9月22日

9月28日開会臨時国会で、冒頭解散と報道 法案先送りへ

■衆院解散で持ち越しになる「重要法案」

1 働き方改革関連法案

専門職で年取の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」と残業時間の罰則付き上限規制を一本化した労働基準法改正案、非正社員の待遇改善を図る「同一労働同一賃金」にかかわる労働契約法改正案など8本を束ねる

2 受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案

焦点は飲食店の扱い。厚生労働省は床面積30平方メートル以下のバーやスナック以外は原則屋内禁煙とする案を公表。自民党は業種に関係なく、「喫煙」や「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める案

3 成人年齢を18歳に引き下げる民法改正案

改正公職選挙法の施行で選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴う措置。結婚年齢は現在の「男性18歳、女性16歳」から男女とも18歳に。政府は飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルについては「20歳未満禁止」を維持する方針

4 カジノを含む統合型リゾート（IR）の実施法案

IRの整備推進法は昨年12月に成立。推進法は政府に対し、施行後1年以内をめどに規制基準など盛り込んだ実施法の策定を義務づけた。政府は有識者を交えた会議でギャンブル依存症対策を盛り込んだ案案を7月にまとめた

4法案「重要」と言っていたけど

冒頭解散なら先送り

安倍晋三首相は、28日の臨時国会冒頭で衆院を解散する構えを崩していない。この日に解散となれば、国会審議は行われない。政府・与党が重要法案と位置づけていた「働き方改革関連法案」など成否が注目される4法案も、審議自体が先送りになる公算大だ。

▼1面参照

1 働き方改革

「一番重要な法案だ」という位置づけで臨時国会に臨むということだった。（冒頭解散で）先送りになるのだから、政権・与党としての矜持が欠けている」

民進党の大島敦幹事長は20日、「働き方改革関連法案」の審議が解散によって先送りになりそうなることを、こう批判した。

同関連法案は、政府が労働時間規制の強化と緩和を抱き合わせた労働基準法改正案を含む複数の法案を束ねる。審議時間短縮を狙った「法案抱き合わせ」に民進党などが反発し、臨時国会では最大の与野党対決法案になる見通しだった。だが冒頭解散となれば、政府側が目標にしていた2019年4月の施行もずれ込む可能性が出てきた。

「働き方改革」は安倍政権が重要政策に掲げているだけに、法案づくりにかかわった厚生労働省幹部は「重要法案」と言っていたけど

働省幹部は「看板政策なら（選挙直後の）特別国会で審議してほしい」と望みをかける。ただ、法案提出は年明けの通常国会までずれ込むとの見方が強く、別の幹部は「成立が見えても、こんどは経営者側から施行時期に注文がつくかもしれない」と話す。

2 受動喫煙対策

20年開催の東京五輪をにらんだ受動喫煙対策にも、影響が出かねない。対策を強化する健康増進法改正案が成立した場合、政府は周知期間として約2年を見込んでいる。今回の臨時国会で成立が見通せなくなれば、五輪前年の19年秋に開催されるラグビーワールドカップに対策が間に合わない可能性が高まる。

3 18歳成人

成人年齢の20歳から18歳への引き下げにも遅れが出る。選挙

4 カジノ

カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備をめぐることは、推進法は昨年12月に成立した。推進法は政府に対し、1年以内をめどに規制基準など盛り込んだ「実施法案」の策定を義務づけているが、解散で実施法案の提出そのものも先送りになる。IRの整備をめぐることは、ギャンブル依存症への懸念も根強い。政府は「国民的な議論を尽くす」（安倍首相）としており、「一気に攻めたい思いもあるが、短期間ではなかなか成立しない」（萩生田光一・自民党幹事長代行）との見方が根強いのが実情だ。

そんな中で先送りだが、官邸幹部はこう述べている。「（推進法成立から1年以内の実施法案の提出は）『メド』だからいいんだ。解散はそれを越えても仕方ない。解散はそれだけ異常事態なんだ」

権年齢が18歳に引き下げられたことを受け、成人年齢の早期の引き下げを実施する民法改正案提出に向けて準備を進めている。法務省幹部は21年の施行を目指し、臨時国会での成立を期待していたが、施行について、与党は公布から3年以上の期間をとるよう求めており、22年以降になる可能性がある。

衆院解散、総選挙へ



衆院が解散され、起立する安倍首相（28日午後、衆院本会議）

政府は午前9時半ごろ、正午に開会した衆相による所信表明演説は臨時閣議で、憲法7条 院本会議で大島理森議長 見送った。民進党などに基づき解散詔書が読み上げられた。首 野党4党は国会での審議を進む野党再編の行方が選挙戦を左右しそうだ。（関連記事3面、社会面に）

消費税や改憲問う

政権継続の是非争点

来月10日公示 22日投開票

- ### 前原代表の主な提案内容
- 衆院選での民進党の立候補内定者の公認取り消し
 - 民進党の立候補予定者は「希望の党」に公認を申請
 - 「希望の党」との交渉及び当分の間の党務は代表に一任
 - 民進党は衆院選に候補者を擁立せず「希望の党」を全力で支援

希望に合流

民進代表

衆院解散後の主な政治日程

28日	臨時国会召集。衆院解散
10月10日	衆院選公示。北朝鮮の朝鮮労働党創建記念日
22日	衆院選投開票
11月上旬	トランプ米大統領来日
12月	2018年度予算編成
18年1月	通常国会召集
9月	自民党総裁選
19年夏	参院選
10月	消費税率を8%から10%に引き上げ予定
20年夏	東京五輪・パラリンピック

をせずに解散に踏み切る 衆院選は2014年 与党側に反発し、本会議 月以来、定数は「1票を欠席した。 格差」是正により小選

働き方改革：政策立案の流れ 2018年1月29日

国会 働き方法案 再び論戦始まる、

働き方法案巡り応酬

国会 本格論戦スタート

今国会で最初の本格的な与野党論戦の舞台となる衆院予算委員会が29日、始まった。焦点の一つとなったのが今国会の最重要法案である働き方改革関連法案。野党は法案の核となる「脱時間給制度」の導入や裁量労働制の拡大が長時間労働を助長すると主張し、政府が検討する残業時間の上限規制などの一括提出の手法にも反対姿勢を強めた。実際の法案審議は入り口から与野党の綱引きとなりそうだ。

めることを想定する。野党各党は予算委で同法案の問題点を指摘する方針で、法案審議の前哨戦となりつつある。

野党「長時間労働を助長」 首相「適正な運用へ指導」

働き方改革関連法案は、間の上限規制や、正規・非正規社員の待遇差を解消する「同一労働同一賃金」を導入する内容。政府は2月下旬までに国会案を二括改正し、残業時 消する「同一労働同一賃金」に法案提出し、審議を始

この日の論戦で野党が問題視する姿勢を鮮明にしたのは、時間ではなく成果で賃金を決める「脱時間給制度」と、働く場所や時間を柔軟に選べる裁量労働制の拡大だ。政府は2015年4月に同内容を盛り込んだ労基法改正案を国会提出したが、議論がなされないまま17年の衆院解散で廃案になった経緯がある。



首相



首相



麻生財務相

働き方改革や森友学園問題を巡り
論戦を交わした

働き方改革



希望・大西健介氏

裁量労働制は対象業種があいまいで乱用に歯止めがない

対象業務を法律で明確にする。制度が適正に運用されるよう指導を徹底する

森友学園問題



立民・川内博史氏

昭恵首相夫人は森友学園が建設を進めた小学校の名誉校長就任を受けた

（森友学園が「安倍晋三記念小学校」と申請した」との朝日新聞の報道は）実際は全く違った。忖度されたのではないかと（国会で）質問されたが、そうではなかった

国税庁長官人事



立民・長妻昭氏

佐川国税庁長官は就任記者会見をするべきではないか

国税庁の所管の行政以外に関心が集まっていたから実施しないと決めたと聞いている。引き続き職責を果たしてもらいたい

裁量労働制 首相答弁に疑義と報道：答弁を撤回

首相「一般より働く時間短いデータも」

裁量労働制 答弁に疑義

政権が対象業務の拡大を目指す裁量労働制を巡る安倍晋三首相の国会答弁が波紋を広げている。裁量労働制を適用されて働く人の方が一般の働き手より労働時間が長いという調査結果があるのに、裁量労働制で働く人の方が労働時間が短いと受け取られかねない答弁をしたとして、野党は答弁の撤回を求めている。

野党批判受け「精査する」

野党が問題視しているのは、1月29日の衆院予算委員会での首相の答弁。立憲民主党の長妻昭代表代行から裁量労働制で働く人の労働時間について問われた首相は「平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短い」というデータもある」と答えた。この際、裁量労働制

で働く人の方が一般労働者より労働時間が長いとする独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果には触れなかった。

「一方的なデータだけを言っただけで、裁量労働制は長時間労働になるという指摘はあたらないという趣旨でおっしゃった」「データも正しくない可能性がある。（答弁を）いったん撤回していただきたい」。長妻氏は13日の衆院予算委でこの答弁を厳しく批判した。

- 問題点1** 裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が長いという別のデータは当初示さず
- 問題点2** 平均的な人を、平均値のように扱うのは不適切
- 問題点3** 厚労相が示したデータは、単純に比較できない労働時間を比べていて不適切。集計値自体にも疑問が残る

野党が問題視

首相の答弁が問題視されている

首相答弁



(1月29日、衆院予算委)
「裁量労働制で働く方の労働時間は、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある」

その後

厚生労働省の調査結果を加藤厚労相が明示
(1月31日、参院予算委)

1日の労働時間(平均的な人)

一般労働者	… 9時間37分
企画業務型裁量労働制	… 9時間16分

首相が答弁の根拠にしたのは、厚生労働省が2013年度に公表した「労働時間等総合実態調査結果」。全国の1万1575事業所の「平均的な人」の労働時間を調べたものだ。それによると、裁量労働制で働く人の労働時間は、一般労働者の労働時間(1日平均9時間37分)よりも20分前後短かったという。一般労働者の労働時間のデータは非公表だったが、厚労省の担当者が改めて算出し、加藤厚労相が先月の参院予算委

働き方改革：政策立案の流れ 2018年2月19日

裁量労働制調査 異なるデータを比較して、答弁

質問そのものが違うデータを比べていた

データは全国1万1575事業所の「平均的な人」に関して集計した。2013年度「労働時間等総合実態調査」から

「裁量労働制で働く人」について

Q 1日の労働時間

専門業務型
企画業務型

平均
9時間20分
平均
9時間16分

平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある
(1月29日、衆院予算委)

撤回

単純比較できない

集計値が長時間になりやすい

「一般の労働者」について

Q 1カ月間で「最長」の1日の残業時間

法定労働時間

平均1時間37分 + 8時間 =

平均
9時間37分



2018-02-19 朝日新聞

厚労省 裁量労働とは異なる聞き方

「最長残業」根拠に首相答弁

裁量労働制で働く人の労働時間について「一般労働者より短いデータもある」とした国会答弁を安倍晋三首相が撤回した問題で、首相の答弁は、裁量労働制で働く人より一般労働者の労働時間の方が長い集計結果が出やすい調査を元にしていたことが分かった。そもそも質問内容が同じでなく、一般労働者に「最長」の残業時間を聞く一方、裁量労働制で働く人には単に労働時間を尋ねていた。▼2面//求められる説明
関係者によると、一般労働者の労働時間について1カ月のうち、1日の残業時間の「最長時間」を尋ねる

答弁撤回問題

内容だった。一方、裁量労働制で働く人には単に1日の「労働時間の状況」を聞いていた。このため、一般労働者の方が長時間の回答が集まりやすくなっていた。質問そのものが異なる調査の結果を単純比較して答弁の根拠にしていたことになり、不適切な答弁だったことが一段と明白になった。データの使い方への疑

質問そのものが違うデータを比べていた

データは全国1万1575事業所の「平均的な人」に関して集計した。2013年度「労働時間等総合実態調査」から

「裁量労働制で働く人」について

Q 1日の労働時間

専門業務型
企画業務型

平均
9時間20分
平均
9時間16分

平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある
(1月29日、衆院予算委)

撤回

質問そのものが違う

「一般の労働者」について

Q 1カ月間で「最長」の1日の残業時間

法定労働時間

平均1時間37分 + 8時間 =

平均
9時間37分



働き方改革：政策立案の流れ 2018年2月28日

政府 働き方法案から、裁量労働制を削除

政府の働き方改革関連法案のポイント

- 生産性の向上**
 - 裁量労働制の拡大 → 課題解決型の営業職などが対象に
 - 同一労働同一賃金の実現 → 正規と非正規による不合理な待遇差を解消
 - 脱時間給の創設 → 時間ではなく成果で評価
 - 中小企業の割り増し賃金率の引き上げ
 - フレックスタイム制の拡大
- 長時間労働の是正**
 - 残業時間の上限規制 → 残業は年720時間までに制限
 - 勤務間インターバル導入の努力義務 → 退社から出社までに一定の間隔
 - 産業医の権限を強化
 - 有給休暇消化の義務化

政府・与党が切り離しを決定

生産性向上遅れる恐れ

政府・与党は28日、今国会に提出する働き方改革関連法案に盛り込む内容について、裁量労働制（3面きょうのことば）の拡大に関する部分を切り離す方針を決めた。裁量労働制に関する法案は今国会への提出を断念する。裁量労働制を巡る不適切データ問題への批判が強まる中で、世論の理解が得られないと判断した。働き方改革を通じた生産性向上が遅れる恐れがある。

裁量労働 今国会は断念

働き方法案から分離

政府・与党



記者の質問に答える安倍首相（1日未明）

安倍晋三首相は28日深夜、首相官邸で加藤勝信厚生労働相や与党幹部と会談した。首相は会談後、記者団に「裁量労働制にかかるデータについて国加藤氏は裁量労働制に

労働時間ではなく成果で評価する。裁量労働制については全面削除する方向に指示をした」と述べた。

2018-03-01 日経新聞 37

働き方改革：政策立案の流れ 2018年5月25日

働き方法案 衆議院委員会で、強行採決

働き方改革法案も採決強行 「過労死を助長」の声聞かず

2018年5月26日05時02分



働き方改革関連法案を採決しようとする衆院厚労委の高鳥修一委員長（中央）の周りを、阻止しようとする野党議員らが取り囲んだ＝2018年5月25日午後、飯塚晋一撮影



1年前の「共謀罪」法案以来の採決強行で、安倍政権が最重要とする働き方改革関連法案の成立へ道筋をつけた。法案検討時に参照された労働時間データには相次ぎミスが発覚。それでも政権の体面を優先させ、「過労死を助長する」との批判を振り切った。…



衆院厚労委で、遺影を掲げ採決の様子を停聴した全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表（左）ら＝2018年5月25日午後、飯塚晋一撮影



野党議員が委員長席を取り囲むなか、働き方改革関連法案が衆院厚労委で可決し、与党委員らにあいさつして回る加藤勝信厚労相（左）＝2018年5月25日午後、飯塚晋一撮影

働き方改革：政策立案の流れ 2018年6月29日

働き方法案 成立見通し、議論不十分 と報道

働き方問題残したまま

法案きょう成立見通し

働き方改革関連法案が28日、参院厚生労働委員会で可決された。成立を急ぐ政府・与党に對し、野党側は「過労死を増やしかねない」と批判してきたが、最終盤で足並みが乱れた。疑問を残したまま、法案は29日に成立する見通しだ。▼1面参照

高プロ議論不十分

休日確保策も 残業規制も

「審議が尽くされない状況で、働く人の命に直結する法案を、打ち切った採決をしたことに重く抗議したい」。働き方法案が参院厚労委で可決された直後、立憲民主党の石橋通宏氏はこう批判した。

国会審議で最大の対立点になったのは、高年取の一部専門職を労働時間規制から除外する高度プロフェッショナル制度（高プロ）導入の是非だった。特にこの日の最後の審議まで野党が追及を続けたのが、働き手の二大の有無、適用される働き手の対象、働きすぎを防ぐ措置の実効性の3点だ。政府は制度の導入理由に「働き手の二大」を掲げ

働き方改革関連法案の主な内容	
規制緩和	高度プロフェッショナル制度の導入 年収1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から外す → 2019年4月
規制強化	残業時間の原則つき上限規制 残業時間に「繁忙月でも月100時間未満」などの上限を設け、違反した企業に罰則 → 大企業 19年4月 中小企業 20年4月
	勤務間インターバル制度の促進 終業から始業まで一定の休息時間を確保するよう企業に努力義務 → 19年4月
	年次有給休暇の消化義務 年10日以上の年休が与えられた労働者に、5日は消化させることを企業に義務づけ → 19年4月
	中小企業の残業代増率の引き上げ 月60時間超の残業代の増増率を今の25%から大企業と同じ50%に → 23年4月
その他	同一労働同一賃金の促進 正社員と非正社員の不合理な待遇格差を是正するため関係法を整備 → 大企業 20年4月 中小企業 21年4月
	フレックスタイム制の清算期間延長 残業代などを計算する「清算期間」を最長1か月から3か月に延長 → 19年4月



働き方改革関連法案を可決した参院厚労委が散会し、一礼する加藤勝信厚労相。後方の傍聴席には過労死遺族らの姿もあった＝岩下毅撮影

り、なす必要が納得できる説明が不十分、納めどしつかり（実態を）把握すべき」と訴えた。

適用対象の業務について、政府は金融商品開発や研究開発などを想定し、法案では成立後に具体的に省令で定めるとしている。国会審議を繰り返す対象が広がっていく懸念は払拭されず、むしろ政府は年収条件「1075万円以上」に通勤手当などの手当も含まれるとの見解を明らかにした。この日の審議では野党議員がより低い年取の人も対象になると指摘した。

働き過ぎを防ぐ健康確保措置については、「4週間で4日以上」の休日確保の義務化の実効性など、疑問が残った。また、8週間で最

時刻時刻

初と最後の4日を休めれば残る日は24時間働いても違法にならないため、国民民主党では成立後、国民民主党

野党乱れた足

国民、抵抗やめ採

参院野党第一会派（国民民主党・新緑風会）の舟山康江国会対策委員長が可決につけたのは、国民だった。後、「徹底抗議して付帯決議も飛んでしまった。果していいのかわ」と記者団に強調した。法案可決後、厚労委では高プロの運用など47項目の付帯決議が議決された。国民は付帯決議を与党などと共同で出しており、その成果を誇った。採決で国民は立憲共産

党の小松正夫氏は「理論上は48時間の連続勤務が可能」と懸念を示した。審議時間の多くが高プロに割かれてきたが、法案は8本もの法律改正案を束ねたもので、残業時間の原則つき、取組や同一労働同一賃金の促進など、働き手や企業に大きな影響のある

働き方改革：政策立案の流れ 2018年6月29日

働き方改革法 成立

働き方改革法 成立

参院本会議 TPP関連法も

安倍政権が今国会の最重要法案としてきた働き方改革関連法が、29日の参院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。国民民主党、立憲民主党、共産党などは反対した。また、米国を除く11カ国による環太平洋経済連携協定（TPP11）の関連法も、参院本会議で与党などの賛成多数で成立した。

働き方改革関連法は、長時間労働を抑制するため、残業時間の罰則付き上限規制を設ける一方、野党が過剰な残業を招きかねないとして批判も続けた「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」も2019年4月から導入されることになる。

安倍晋三首相は今国会を「働き方改革国会」と位置づけ、「誰もがその能力を發揮できる、柔軟な労働制度へと抜本的に改革する」と関連法の成立を訴えてきた。ただ、法案を検討する基礎になった労働時間のデータに問題が発覚し、提出

「過労死防止に逆行」

遺族ら反発と嘆き

「過労死が防げない」と過労死遺族たちが反対する中、参院本会議で29日に成立した働き方改革関連法。残業時間上限は設けるものの、労働時間に関する保護から外れる人も出てくる。そんななかでは、くなくルール作りが過労死防止に逆行すると、遺族は無念さをあらわにした。

▼1面参照



会見に臨む高橋まつりさんの母幸美さん（中央）とNHK記者で過労死した佐戸未和さんの母恵美子さん（左）。手前右は「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子代表。29日午後、東京・永田町、仙波理撮影

「これがあなたを追い詰めた日本の姿だよ」

広告大手・電通の新入社員で過労自殺した高橋まつりさん（当時24）の母幸美さん（55）は、働き方改革関連法が参院本会議で成立した直後、傍聴席に持参したまつりさんの遺影にこう語りかけた。この日は、ほかの遺族とともに黒い服を身にまとった。

過労死が減らない日本で、高年取の専門職を労働時間に関する保護から外す高度プロフェッショナル制度（高プロ）が導入される。「長時間労働を助長する」と幸美さんは撤回を訴えてきたが、かなわなかった。

昨年2月、安倍晋三首相と首相官邸で面会した。首相は過労死をなくすとの決意を口にしたが、その後はほかの遺族が求めた面会に応じなかった。国会でも、遺族や野党の懸念に対して、答弁を避けたと感じた。法の成立後に国会内で開いた会見では、こう注文を付けた。「過労死防止と矛盾する内容で大変残念だ。仕事で命と健康をなくさないよう、これからも働き方改革の審議をしてみたい」

「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子代表（69）は、4年前に成立した過労死防止法を引き合いに出した。「よもや過労死防止に逆行するような法律の成立を目的の当たりにするとは思わなかった。悔しくてたまらない」

（費川俊 山田暢史）

「命削ってまで働かないで」

「よい仕事をしようとする人ほど働きすぎる。悲しむ人をこれ以上増やさないで」。愛知県安城市の三輪香織さん（41）は、そう心配する。トヨタ自動車の系列会社で働いていた夫の敏博さんは、2011年9月、37歳で過労死した。

夫が過労死 愛知の女性



過労死の認定を求めた訴訟の記録を読み返す三輪香織さん。愛知県安城市

でに冷たかった。死因は虚血性心疾患。眠ったまま息を引き取っていた。敏博さんは工場で自動車部品の組



み立てを担当。東日本大地震で、6月から忙しか家を出て、帰宅が午前3

高プロ「働き手、使い捨てにされる恐れ」

働き方改革：政策立案の流れ 2018年6月29日

「高プロ」=歯止めなし 「月100時間」未満=過労死ライン

素 粒 子

「高プロ」導入へ。過労自殺が原点の働き方改革が、働き過ぎへの歯止めのない制度を生むなんて。理解できぬ。

X X

肝心要の残業規制も繁忙時には「月100時間」未満。これって過労死ラインだぞ。

く く

働き方改革：政策立案の流れ 2018年6月30日

生産性 時間より成果 と日経は報道

働き方改革法が成立

政府が国会の最重要法案と位置づけた働き方改革関連法が29日の参院本会議で可決・成立した。日本の企業に多かった無駄な残業をなくし、時間ではなく成果を評価する働き方に一歩近づく。企業は欧米と比べて低い水準にとどまる生産性の向上に取り組まなければ、新しい働き方の時代に成長が望めなくなる。(関連記事、4面に)

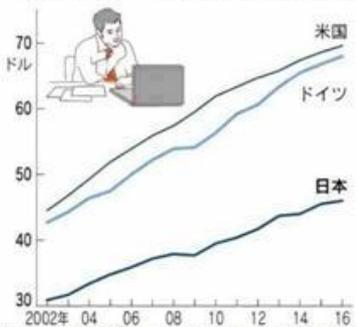
単純作業は機械に

企業がIT(情報技術)を使った業務の効率化を急いでいる。帝人やJFEスチールは定型の事務作業を自動化するソフト「RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の導入を推進。コシヒエンスストアでは商品を発注を容易にするタブレット端末を導入した。

単純な作業は機械にまかせ、不必要な残業はしない。日本企業では最近、残業をなくそうとする動きが盛んだ。東京都内の大手企業に勤める30歳代のある男性は「仕事量は変わらないのに、午後9時までは退社しなければならなくなった」と苦笑いする。

企業が業務の効率化を進めるのは、働き方改革法で残業の規制が厳しくなったためだ。大企業は2019年4月に施行になると、平均的な月の残業時間は1日当たり2〜3時間が上限の目安になる。週49時間以上働く日本人は16年時点で、働く人全体の20%にのぼる。ドイツやフランス

労働生産性は上がってきたが、米独は高い



(注)日本生産性本部の資料から作成。時間当たり労働生産性

迫られる生産性革命

ス、英国と比べ8〜11%も高い。ITが発達したこの20年間でみても、フルタイム労働者の働く時間はほぼ横ばいだ。残業代が生活給に組み込まれ、必要以上に残業してきた面がある。

日本生産性本部によると、16年時点の日本の時間当たりの労働生産性は46%。米独の3分の2程度にとどまる。長く働いても成果が出ていたわけではない。

大和総研は働き方改革による残業規制で、雇用者数と1人当たりの労働時間を掛け合わせた「経済全体の労働時間」は最大で年45億時間減るとはじく。この場合、従業員1人当たりの付加価値(労働生産性)を4.4%高めないと、経済への悪影響を穴埋めできない。企業に求められるのは、働く時間が短くても大きな成果を出す生産性改革だ。

雇用慣行足かせ

ただ、仕事を家に持ち帰るなど実質的な労働時間は減っていないとの声が多くなっている。国会の審議で焦点になった一部の労働者を労働時間の規制から外す「脱時間給制度」とは、「定額働かせ放題」と野党が厳しく批判した。積み残した課題はいくつか

残業時間の上限規制	導入時期
残業を年720時間以内、 単月100時間未満に	大企業 2019年4月 中小 20年4月
脱時間給制度の創設	
高収入の一部専門職は働いた時間でなく成果で評価	2019年4月
同一労働同一賃金の実現	
正規と非正規の不合理な待遇差を解消	大企業 20年4月 中小 21年4月

遠い欧米の背中 時間より成果 重きを

ある。一つは柔軟な働き方につながる裁量労働制の対象業務拡大だ。当初は法案の柱の一つだったが、厚生労働省が出した関連データが大量の誤りが見つかり、法案からの削除を余儀なくされた。

国会審議で大騒ぎした脱時間給は想定される対象者が絞り込まれた。数万人規模の従業員がいる企業で「対象になり得るのは数人」との声がある。同一労働同一賃金は正規と非正規の格差是正に重きを置いたが、育児期に男女問わず短時間のパートで働き、落ち着いたらフルタイムに戻るような働き方につながるのが本来の理想だ。

そもそも長時間労働の根底には、職務の範囲がはっきりしない「無制限型」という雇用慣行がある。日本企業は従業員の間で役割をきちんと定めず、長期雇用を約束する代わりに新しい仕事を次々と任せしていく。長時間労働を招くだけでなく、職務が曖昧だと働き手の成果も測りにくい。日本総合研究所の山田久主席研究員は「(多くの企業は)終身雇用が前提となり、不採算の事業をすくべに整理できない」と話す。

日本が残業規制の手本にした欧州は職種限定の雇用契約で職務の範囲がはっきりしている。欧州連合(EU)は労働時間を原則週48時間までと決めている。日本では努力義務とした退社から翌日の出勤まで一定時間の休息を設ける「インターバル規制」も、EUは先行導入している。

「70年ぶりの大改革」。安倍晋三首相は法律が成立した29日にこう述べた。1947年に制定した労働基準法は戦前の工場法が前身だった。工場労働者など働いた時間と成果は比例しやすいという考えに立つ。現在、ホワイトカラーが労働者の過半を占めており、時間と成果が比例しない仕事は増えている。

法案の国会提出から成立まで3年超。この間は景気回復のための投資を進めてきた。単純な作業や無駄な残業から解放された人は、新しい価値をどうつくるのか。その答えもまだ見えていない。

(奥田宏二、島本雄太)

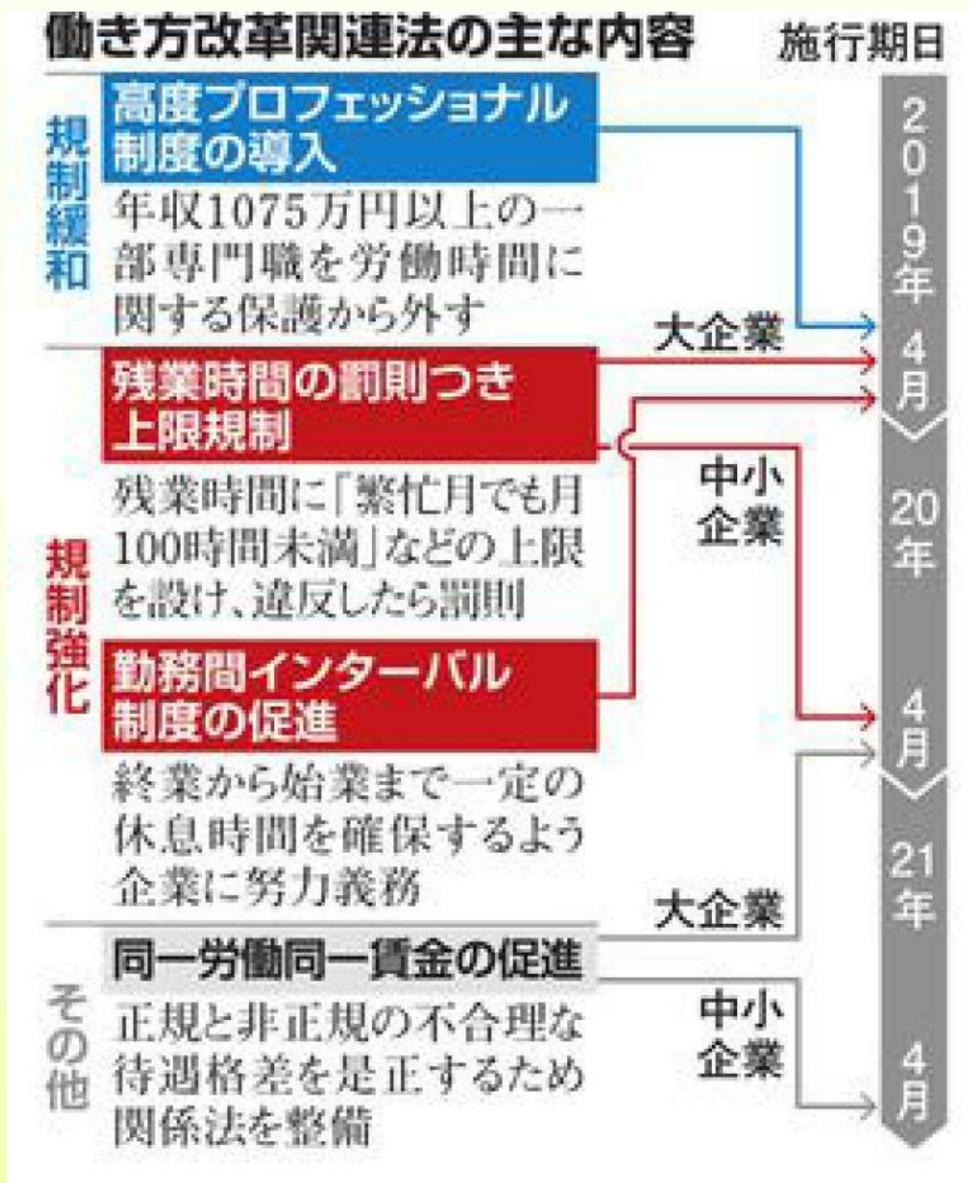
働き方改革関連法

主な内容

- ・ 残業時間の上限規制
 - ・ 高年収の専門職に適用:「高プロ制」
 - ・ 同一労働同一賃金
 - ・ 勤務間インターバル制度
 - ・ 年休の消化義務
 - ・ 労働時間の把握義務
 - ・ フレックスタイム制の拡大
 - ・ 中小企業の割増賃金引上げ
- 規制?
緩和
規制
規制
規制
規制
緩和
規制

働き方改革関連法

主要内容と施行期日



働き方改革関連法 高プロ制

高度プロフェッショナル制度とは

対象	年収	1075万円以上	政府の想定 → 今後、省令 で定める
	職業	金融商品の開発・ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発など	
必要な 手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 労使委員会の決議		
	企業に義務づけられた 健康確保策	<input checked="" type="checkbox"/> 年104日以上、かつ4週で4日以上 の休日確保 <input checked="" type="checkbox"/> 在社時間などの「健康管理時間」を把握し、一定時間を超えたら医師による面接指導を実施	
+			
<input type="checkbox"/> 勤務間インターバル制度 <input type="checkbox"/> 健康管理時間の上限設定 <input type="checkbox"/> 2週間連続の休日 <input type="checkbox"/> 臨時の健康診断			
} いずれか を選択			

高プロ対象者・運用決定

高度プロフェッショナル制度の概要

年収	1075万円以上
対象職業	金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発

- 必要な手続き**
- 本人の同意
 - 労使委員会の決議

- 企業に義務づけられた健康確保策**
- 年104日以上、かつ4週で4日以上
の休日確保
 - 在社時間などの「健康管理時間」を把握し、一定時間を超えたら医師による面接指導を実施
 - 勤務間インターバル制度
 - 健康管理時間の上限設定
 - 2週間連続の休日
 - 臨時の健康診断

✔いずれか一つ選択

年収は1075万円以上

金融商品開発など5業務

働き方改革関連法で来年4月に導入される高度プロフェッショナル制度（高プロ）について、具体的な対象者や運用のルールが26日、正式に決まった。対象者の年収は「1075万円以上」、対象業務は5業務で、政府がこれまで想定していた内容となった。

労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）がこの日、厚労省の省令案と指針案を了承した。

高プロは、高収入の一部専門職の人が対象で、適用されると残業時間や休日・深夜の割増賃金といった労働時間規制が完全に外される。政府は「働き方の自由

度を高める」と狙いを説明してきたが、過労死遺族や野党は「過労死を助長する」と批判。省令で決める対象者については、限定的にすぎたと訴えていた。

年収については、法律で「平均の3倍を相当程度上回る水準」と定めている。1075万円以上との政府の案に対し、労働者側は「低い」と反発してきたが、案の通りに決まった。

対象業務は、「働いた時間と成果の関連性が通常高くない」と法律で規定する。政府は、金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発などとしていたが、この5業務になった。

省令は国会の審議なしに変更できるため、対象が今後、なし崩しで拡大していく可能性も指摘されている。厚労省側は年収について審議会で、法律の規定があるとして「恣意的に変えることはできない」との説明を繰り返した。対象業務を増やす場合は、審議会に諮るとしている。

また、高プロは「本人の同意」がなければ適用され

働き方改革関連法 高プロ制 運用決定内容

高度プロフェッショナル制度の概要

対象	年収	1075万円以上
	職業	金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発
 必要な 手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 労使委員会の決議	
	 企業に義務づけられた 健康確保策	<input checked="" type="checkbox"/> 年104日以上、かつ4週で4日以上 の休日確保
<input checked="" type="checkbox"/> 在社時間などの「健康管理時間」を把握し、一定時間を超えたら医師による面接指導を実施		
+		
<input type="checkbox"/> 勤務間インターバル制度		} 一いつず 選れか
<input type="checkbox"/> 健康管理時間の上限設定		
<input type="checkbox"/> 2週間連続の休日		
<input type="checkbox"/> 臨時の健康診断		

派遣労働
業種制限
↓
制限無し

高プロ
年収制限
↓
年収下げる？

高プロ 派遣法の轍踏まないか

無職 宇都宮 貞文

(愛知県 79)

働き方改革関連法が成立、高度プロフェッショナル制度が来年4月に始まる。「多様な働き方を選択できる」というが、高年収の一部専門職を労働時間に関する保護から外す高プロは、残業規制の抜け穴になるに違いないと思う。

たとえば、経営者が高プロを従業員の意欲を測るものさしとし、高プロに同意した人から管理職を登用するとしたら、従業員は高プロを選択せざるを得まい。対象職種はいずれ拡大する恐れがある。労働者派遣法を思い出してほし

い。専門性を生かして自由に働きたいという労働者側の希望もあるとされたが、今や労働者の4割が非正規という。人件費削減で企業は潤い、内部留保は空前の額に達したそうだが、生活基盤が不安定で結婚できない、子どもを持たない人が増えている。それが人口減少、税収減につながり、社会の将来が見通しにくくなっている。

高プロで同じ轍を踏むのか。こんな状況を「新聞を読まない」若い人たちはどう引き受けるのか。庶民が平和で安定した暮らしを築ける社会をどうつくるか、政府与党の方々に聞きたいものである。

働き方改革関連法

残業規制



報道

厚労省 36協定のひな型 例示 過労死ラインに 過労死遺族 改善申し入れ

過労死ラインに近い時間例示

厚労省の残業上限協定ひな型

時間外労働（残業）に初めて罰則付き上限を設けた働き方改革関連法成立を受け、厚生労働省は経営側と働き手が残業時間の範囲を定める協定書の新たな「ひな型」を事業者ら向けに作成・公表した。ただ、そこに例示された上限時間が国の過労死認定基準（過労死ライン）に近く、過労死遺族らは近日中に見直しを求める申入書を厚労省に提出する。

遺族、改善申し入れへ

経営者が法定労働時間を超えて従業員を働かせる場合、労働基準法36条に基づき労使間で協定（36協定）を取り交わす必要がある。昨年6月に成立、今年4月

1 箇月 〔時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間以内とする。〕			
延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	休日労働の時間数	協定の時間数
6回	90時間	100時間	35%
6回	90時間	100時間	35%
4回	80時間	90時間	35%

な特別の事情が生じた場合は「特別条項」を設けていれば年6カ月までさらに延長できるとし、過労死ラインに即して月100時間未満、2〜6カ月の平均で月80時間以内（いずれも休日労働含む）を上限とした。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限り。なお、この時間数を満たしていても、2〜6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

厚労省が公開している36協定の新たな「ひな型」。業務内容によっては1カ月の残業時間の上限を過労死ラインに近い「90時間」としている

ひな型には「労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべき

ひな型は、この新たな上限規制のもとで取り交わされる36協定（特別条項）の作成例で、架空の金属メーカーが舞台。業務内容により、従業員を最長で月90時間（年6回まで）または同80時間（年4回まで）まで残業させられる内容で労使が合意した想定だ。残業時間や回数の上限は法規制の枠内だが、上限まで残業した場合は過労死ラインに近い水準に至る可能性がある。

働き方改革関連法

残業規制：猶予・除外

残業上限規制の適用が猶予・除外される業務も

	2019年度から5年間	24年度から
建設 	適用猶予	適用するが、災害時の復旧・復興事業には「単月100時間未満」「2～6カ月平均80時間」は適用しない
自動車運転 	適用猶予	「年間960時間」のみを適用
医師 	適用猶予	適用するが、具体的な時間数は医療界も参加する場で検討して省令で定める
鹿児島・沖縄の砂糖製造 	適用するが、「単月100時間未満」「2～6カ月平均80時間」は適用しない	全て適用
新技術・新商品などの研究開発 	適用除外	

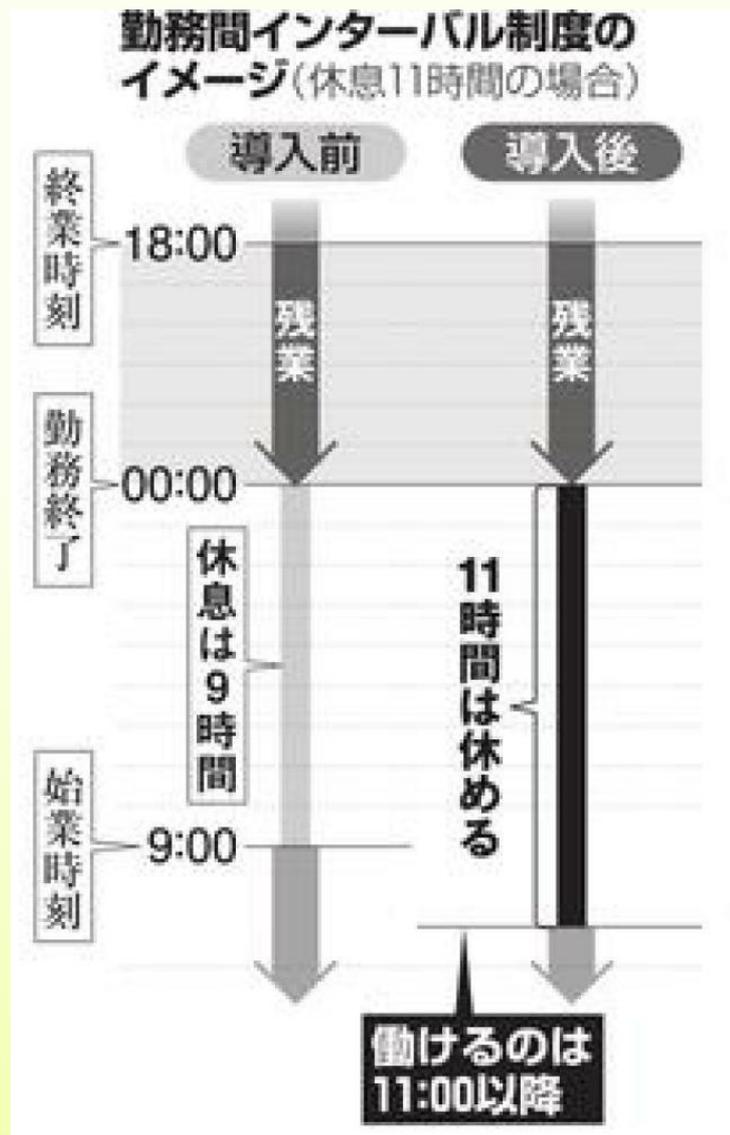
■バスなどの事業所 8割違反

厚生労働省は31日、2017年にトラックやバスなどの運転手を雇う事業所の8割超で長時間労働などの労働基準法違反があったと発表した。働き方改革関連法で来年4月に始まる「残業時間の罰則つき上限規制」では、自動車運転業務は適用が5年間猶予されるが、長時間労働が広く行われている実態が改めて浮き彫りになった。

全国の労働基準監督署や労働局が昨年、監督指導した計5436事業所のうち、84.0%の4564事業所で法違反が見つかった。61件は、悪質な違反だったとして送検した。違反の中身は、長時間労働などの労働時間に関するものが最も多く58.2%。

働き方改革関連法

勤務間インターバル制度



同一労働同一賃金ガイドライン案の 主な内容

正社員と非正社員の待遇に…

× 違いを認めない	手当	通勤手当 出張旅費 食事手当 皆勤手当 作業手当 深夜・休日手当 単身赴任手当
	厚生利	食堂・休憩室・更衣室の利用 慶弔休暇 病気休職
○ 違いを認める	基本給	職業経験や能力、業績や成果、 勤続年数などの差に応じて支給
	賞与	業績などへの貢献度に応じて 支給する場合、貢献度の違い に応じて支給

派遣は労使協定方式による例外がある

派遣労働者 賃金どうなる

同一労働同一賃金

働き方改革関連法で企業に求められる「同一労働同一賃金」について、労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会は10日、派遣労働者を対象とした具体的なルールを示すガイドライン（指針）の原案を初めて示した。派遣先の労働者との間の不合理な待遇差を認めないことを目指す。

原案では、すでに示されているパートや有期雇用の指針案と同様に、食事や通勤などの手当は原則、派遣先と同じにするとした。基

労政審部会で議論

本給や賞与については違いを認める一方で、人材活用の仕組みや賃金体系が同じ場合には同じように支払わなければならないとした。

ただ、派遣労働は派遣元や派遣先など関係が複雑で、実効性の確保には課題が多い。待遇の比較には、派遣先企業の派遣元への情報提供が不可欠だが、使用者側からは、業績などの企業情報の開示には慎重な姿勢が示された。

派遣労働者の同一労働同一賃金は2020年4月に施行される。

働き方改革関連法

有給休暇消化義務

年次有給休暇を5日は消化させる義務が会社に生じる

対象は？

年休10日以上の働き手

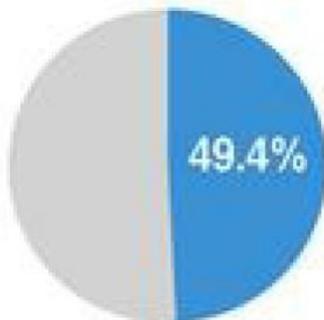
方法は？

働き手ごとに年5日、日程を指定して与える

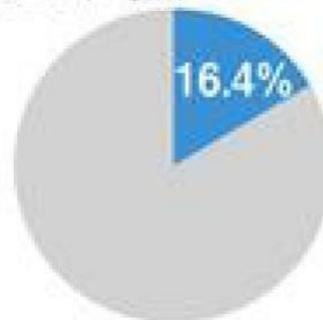
未消化だと？

会社に罰金 働き手1人あたり最大30万円

使える年休の消化率は…
2016年時点



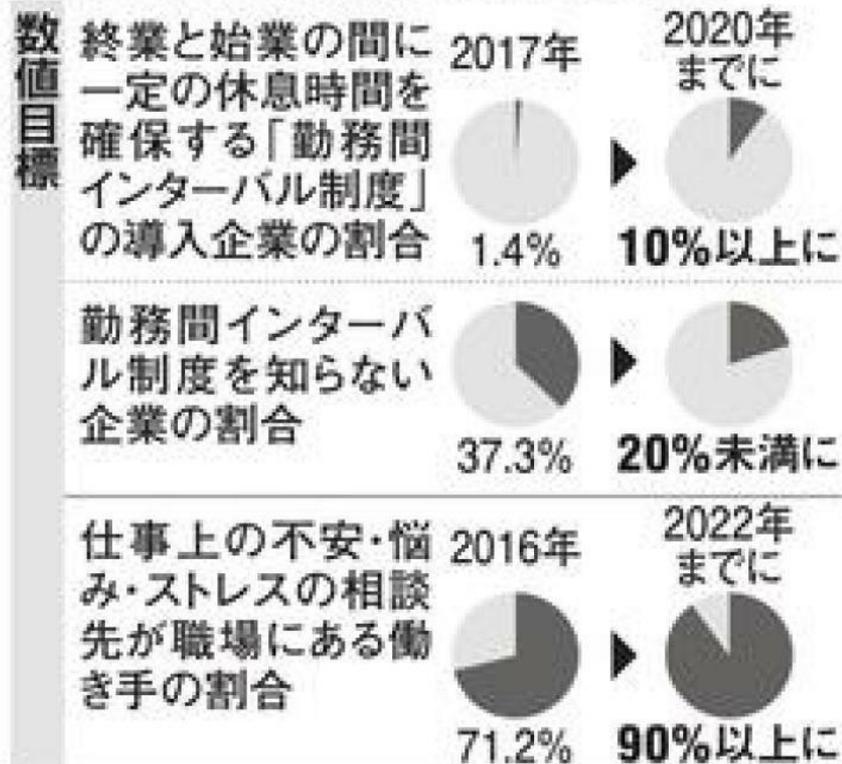
年休を1日も消化できていない働き手の割合は…
2010年時点



過労死防止法

過労死防止大綱 数値目標

過労死防止大綱の主な改定内容



重点対策 特別な調査研究の対象業種



インターバル制導入

2020年までに10%以上

制度を知らない企業

2020年までに20%未満

相談先のある職場

2022年までに90%以上

特別調査対象業種

自動車・教職員・外食・IT
医療 に、建設・メディア
を追加

医師の残業「年2000時間上限」

厚労省案 特例で長時間追認

2024年度から勤務医に適用される残業時間の罰則つき上限について、一部の特定の医療機関に勤める医師では年1900〜2千時間の水準とする案を厚生労働省がまとめたことがわかった。35年度末までの特例として検討する。一部の医師が続けている長時間労働を追認する形となり、異論も出そうだ。

対象は、地域医療への影響が懸念され、救急・在宅医療など緊急性の高い医療に対応する全国の施設を想定。業務がやむなく長時間になる医師に限る。ほかの一般勤務医の上限は年960時間とする。新年度以降、企業に適用される上限は、休日労働を含めて年最

大960時間。特例ではこれらの2倍もの長い残業が認められることになる。

医師の働き方改革を議論する検討会に11日に提案し、年度末までに結論を出す方針という。

案では、複数の月で平均80時間超という脳・心臓疾患の労災認定基準の残業時

残業時間上限(年間)の厚労省案のイメージ



医師 2024年4月～
勤務医 960時間



地域医療確保のために必要な医師 1900～2000時間 (35年度末まで)



集中的に技能向上が必要な研修医ら 案を検討中



大企業 19年4月～
中小企業 20年4月～
最大 960時間

いずれも休日労働を含む

間を考慮し、勤務医は年960時間を上限とする。

この上限まで残業を減らすと診療に大きく影響する。特例は医師不足や勤務環境の改善を進めながら段階的に引き下げることも検討する。年2千時間という突出し

働き方改革関連法

残された問題点： 医師



医師の残業上限
法案

勤務医

2024年に、960時間

地域医療医師

2035年まで

1900～2000時間

教員「タダ残業」解消できず

中教審素案 時間外の実態把握止まり

年900億円財源の壁

中央教育審議会の特別部会が6日、教員の働き方改革に向けた答申素案をまとめた。労働実態を把握できるようにし、時間外勤務の上限ガイドラインを盛り込んだが、長時間労働の原因とされる給与制度の問題には踏み込まなかった。▼1面参照

教員の時間外勤務の考え方 現在

自発的な行為	授業準備、進路相談、成績処理、部活動
時間外勤務	校外実習、学校行事、職員会議、災害対応

↓ 答申素案

時間外勤務	授業準備、進路相談、成績処理、部活動、校外実習、学校行事、職員会議、災害対応
-------	--

月45時間、年360時間以内に上限を規制

「給特法の今後の見直しの可能性も明記すべきだ」

「当時の背景は現在にあてはまらない。未来永劫、永遠不滅のものではない」

6日の部会では委員から、働き方改革が実現できなければ「給特法」の見直し検討を素案に入れるべきだ、との意見が相次いだ。

「給特法」は、1971年に成立した「公立学校教職員の給与等に関する特別措置法」の略。教員の働き方の特殊性を考慮し、残業代を出さない代わりに給料月額の4%を「教職調整額」として出すことを決めている。4%は、残業が月8時間だった当時の状況を踏まえたとされる。

文部科学省は同時に、修学旅行や学校行事など4項目以外の勤務を教員の「自発的な行為」と位置づけてきた。しかし、この結果学校での時間管理がルーズになり、長時間労働の一因となってきた。「過労死しても労働と認められず、労災認定がされにくい」「4%が実態に合わない」と批判も上がっていた。

答申素案では、時間外の授業準備や採点なども「勤務時間」として認める方針を打ち出し、上限も「月45時間」と示した。これにより、管理職は教員の勤務実態の把握をより迫られる。労災認定なども容易になるとの見方がある。

■教員の働き方改革案のポイント

- 時間外勤務の上限として「月45時間、年360時間」のガイドライン
- 「自発的」とされた時間外の授業準備や部活動などの業務を「勤務時間」へ
- 繁忙にあわせ年単位で勤務時間を調整し、休日のまとめ取りをする「変形労働時間制」の導入を認める
- 教員、学校、地域が関わる業務を整理し、担うべき仕事の明確化

教員の働き方改革を議論している中央教育審議会の特別部会は6日、長時間労働などの解消策に向けた答申素案を示した。勤務時間

授業準備・部活も「勤務」

教員の時間外「月45時間まで」

中教審素案

の定義を明確にしたうえで、時間外勤務を原則「月45時間、年360時間」以内とするガイドラインを設けることが主な柱。文科省は2020年度の実施に向けて関連法の改正を目指すが、ガイドラインに違反した場合の罰則はなく、実効性が課題となる。

▼3面||財源の壁、12面||社説、30面||現場に賛否
文科省が16年度に実施した教員の勤務実態調査の結果にガイドラインをあてはめると、小学校の約8割、中学校の約9割の教員が超過するという。文科省は教

育委員会などの達成度を公表するなどして、順守を促すことを検討している。答申素案は、文科省が22年度に再び実態調査を行い、改善状況などを検証することも求めた。

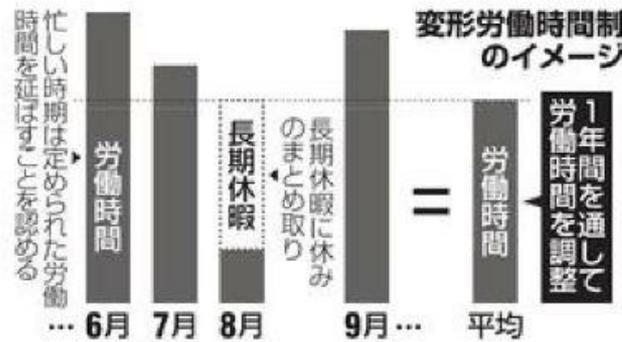
教員は自発性や創造性が重視され、時間外勤務も一部の例外を除いて「自発的」とされてきた。このため、残業代が原則として支払われず、その代わりに給料月額額の4%を一律に支給する給与制度が1970年代から続いてきた。素案はこの制度の結果、「勤務時間管理が不要であ

教員にも「変形労働時間制」

働き方改革 中教審が答申

■「教員の働き方改革」答申のポイント

- 教員、学校、地域が関わる業務を整理し、担うべき仕事の明確化
- 「自発的な居残り」とされた時間外の授業準備や部活動などを勤務時間の管理対象に
- 時間外勤務の上限を「月45時間、年360時間」と設定
- 繁忙にあわせ年単位で労働時間を調整し、休日のまとめ取りをする「変形労働時間制」の導入



時間外勤務に上限

教員の働き方改革を検討してきた中央教育審議会が25日、長時間労働の解消などに向けた対策を盛り込んだ答申をまとめた。時間外勤務の上限として「月45時間、年360時間」のガイドラインなどを提示したほか、忙しい時期に定められた労働時間を延ばす代わりに、夏休みなど長期休暇で休みをまとめ取りして労働時間を年単位で調整する「変形労働時間制」を各自治体が導入できるように、制度改正を求めた。

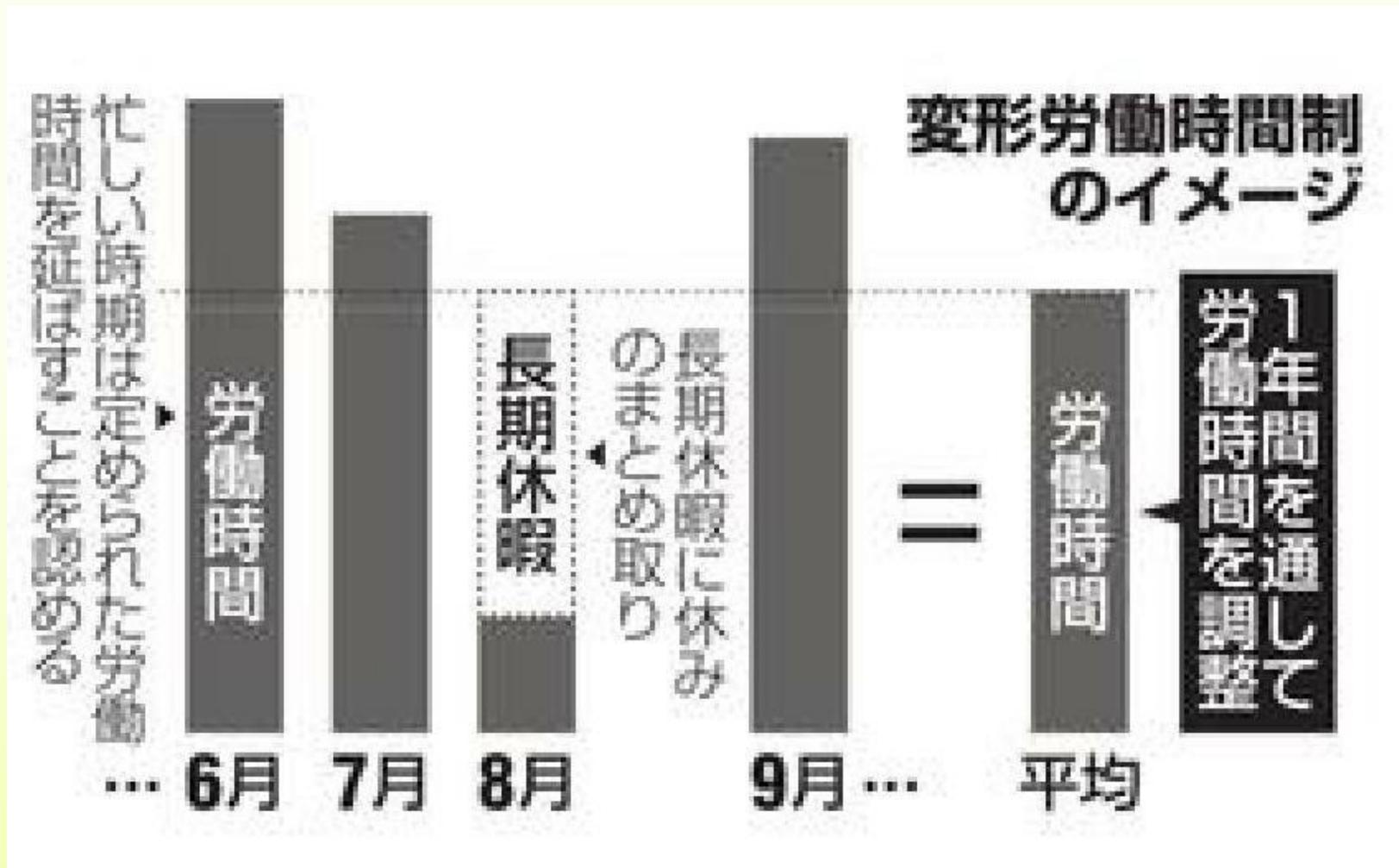
現場は不

年単位の変形労働時間制は、繁忙期、閑散期がはっきりと分かれるデパートや工場の従業員らに活用される。現場は不安の声が出ている。普段は今より長い労働時間が認められるようになることについて、東京都の公立中学校教諭は「会議や研修が長くなり、事務仕事を始めるのが遅くなると思う。結局、持ち帰り仕事が多くなりそうだ」と話す。

長期休暇を使って休みのまとめ取りは可能なのか。「夏休みといっても、人権教育や情報活用能力の研修

働き方改革関連法

残された問題点： 教員

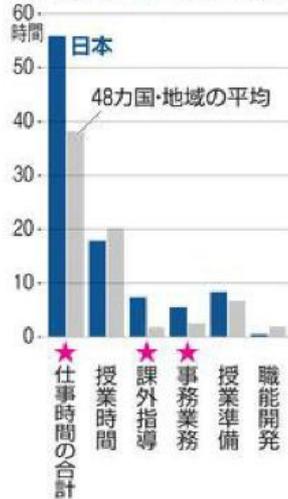


教員 進まぬ改革

OECD調査

中学教員の1週間の仕事

OECDまとめ ★…参加国で最長



教員の長時間労働が問題となるなか、文科省は働き方改革を「待ったなしの課題」と位置づけている。また、小学校は2020年度から、中学校は21年度から新しい学習指導要領に基づ

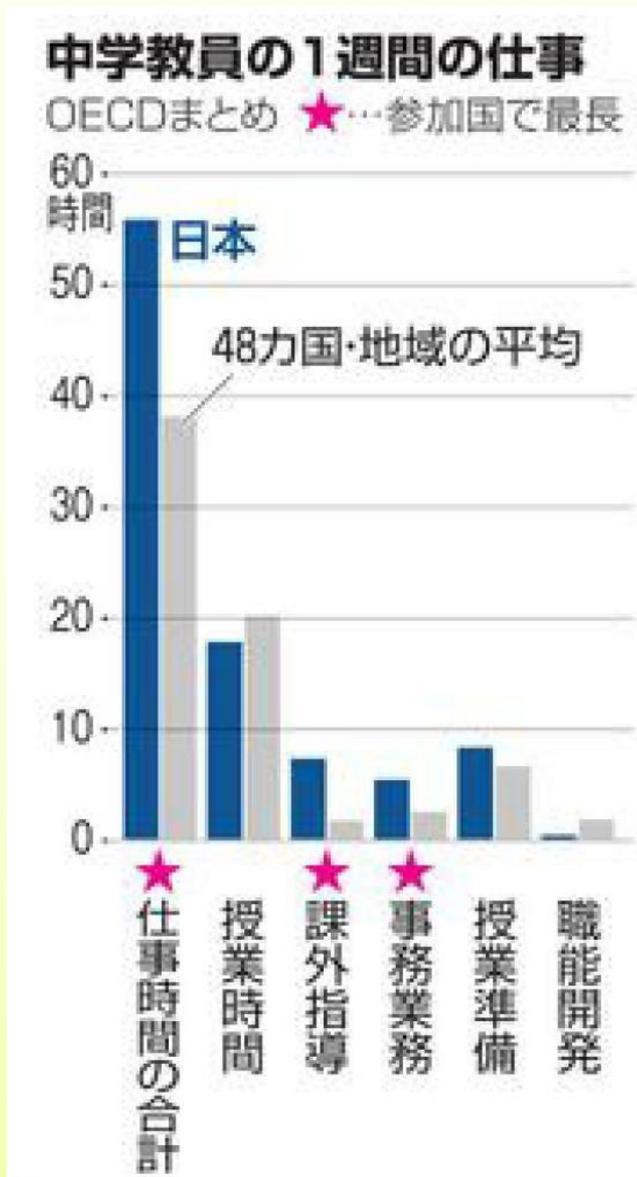
日本の小中学校の教員は他の先進国と比べて、仕事時間が最も長い一方、教員としての能力を上げるために用いている時間が最も短いことが19日、経済協力開発機構(OECD)の調査で分かった。文科省が目指す、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業を実施している教員も他国より少なく、「勤務状況」と「授業内容」の双方に課題が浮かんた。 ▼3面＝手いっぱい

中学校 仕事週56時間で最長
生徒主体の学び 少ない授業

OECDが公表したのは、18年に実施した国際教員指導環境調査(TALIS)の結果。欧米を中心とした加盟国など、中学校は15カ国・地域が参加した。日本は13年に続く参加で、全国から抽出した国公私立小中393校の教員と校長に質問を送り、回答を得た。その結果、中学教員の1週間の仕事時間は56・0時間で、前回調査より2・1時間長く、平均の38・3時間を大きく上回った。ただ、内訳をみると授業時間は18・0時間で、平均の20・3時間より短かった。代わりに▽部活などの課外指導(7・5時間)▽事務業務(5・6時間)は参加国で最長だった。授業準備

働き方改革関連法

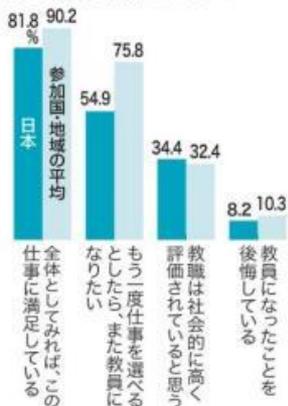
残された問題点： 教員



OECD調査 8割「仕事に満足」としつつ

「また教員になりたい」少ない日本

中学教員の仕事への満足度
「非常に良くあてはまる」「あてはまる」と
答えた教員の割合。OECD調べ。



「教職は高く評価されている」と感じつつ、「再び教員になりたい」と思う割合は低い。経済協力開発機構(OECD)による国際教員指導環境調査(TALIS)の結果からは、こうした日本の教員像が見えてくる。校長を務める女性が少ないことや、多様性についての教育が他国と比べて遅れているなどの課題も表れた(編集委員 氏岡真弓、貞国聖子)。

調査の主眼の一つは、教員たちの仕事に対する意識や満足感を探ることだ。

日本の中学教員で「全体としてみれば、この仕事に満足している」という質問に対して「非常に良くあてはまる」「あてはまる」と答えたのは計81.8%だった。参加国・地域の平均(90.2%)を下回ったものの、高いレベルだった。「教職は社会的に高く評価されていると思う」と答えた教員は34.4%で、参加国・地域平均の32.4%より高かった。

また、「教員になったことを後悔している」は8.2%、「他の職業を選んでの方が良かったかもしれないと思う」は30.5%で、いずれも平均(10.3%、35.4%)より低かった。ただ、「もう一度仕事を選べるとしたら、また教員になりたい」と考えている日本の教員は54.9%で、平均(75.8%)を20%以上下回った。文部科学省は「結果をしっかりと受けとめなければいけない。魅力や、やりがいのある職場にする必要がある」と話す。

教員を志望した動機も調査した。日本の中学教員で最も支持が集まったのは「教職に就けば、子供や若者の成長に影響を与えられる」という理由で、「非常に重要」「ある程度重要」と答えたのは計89.0%だった。この理由は他の国でも支持が集まり、参

中学校長 女性少なく年齢高め

調査では、教員や校長の性別と年齢も調べた。日本の中学校長は女性が多かった。一方、平均年齢が高くなる傾向が浮かんできた。

調査によると、日本の中学教員の42.2%、中学校長の7.0%が女性だった。参加国・地域の平均は教員69.2%、校長48.9%で、日本は教員、校長ともに最も低い割合だった。女性校長が最も多かったのはラトビアの83.8%で、ブラジル76.5%、ブルガリア72.9%が続いた。日本と並んで低いのは、7.2%のトルコだった。小学校では日本の教員の61.4%、校長の23.1%が女性だった。教員の女性の割合は参加国・地域で最も低く、校長はトルコの8.2%に続いて低かった。

一方、日本の中学教員の平均年齢は42.0歳で、参加国・地域平均の43.4歳より若かった。30歳未満の割合は21.0%で、平均(11.5%)の2倍近かった。日本の小学教員も41.7歳で、30歳未満が22.4%と2番目に多い。日本の学校でベテラン教員の大量退職に伴い、若い教員が増えていくことが影響してい

外国ルーツの子増加 多文化教育したいが

外国にルーツがある子どもが増えるなか、多様性をどのように教えるのかは、日本の学校も直面する課題だ。調査では、問題意識を持ちつつも、実践がやや遅れているという傾向が表れた。

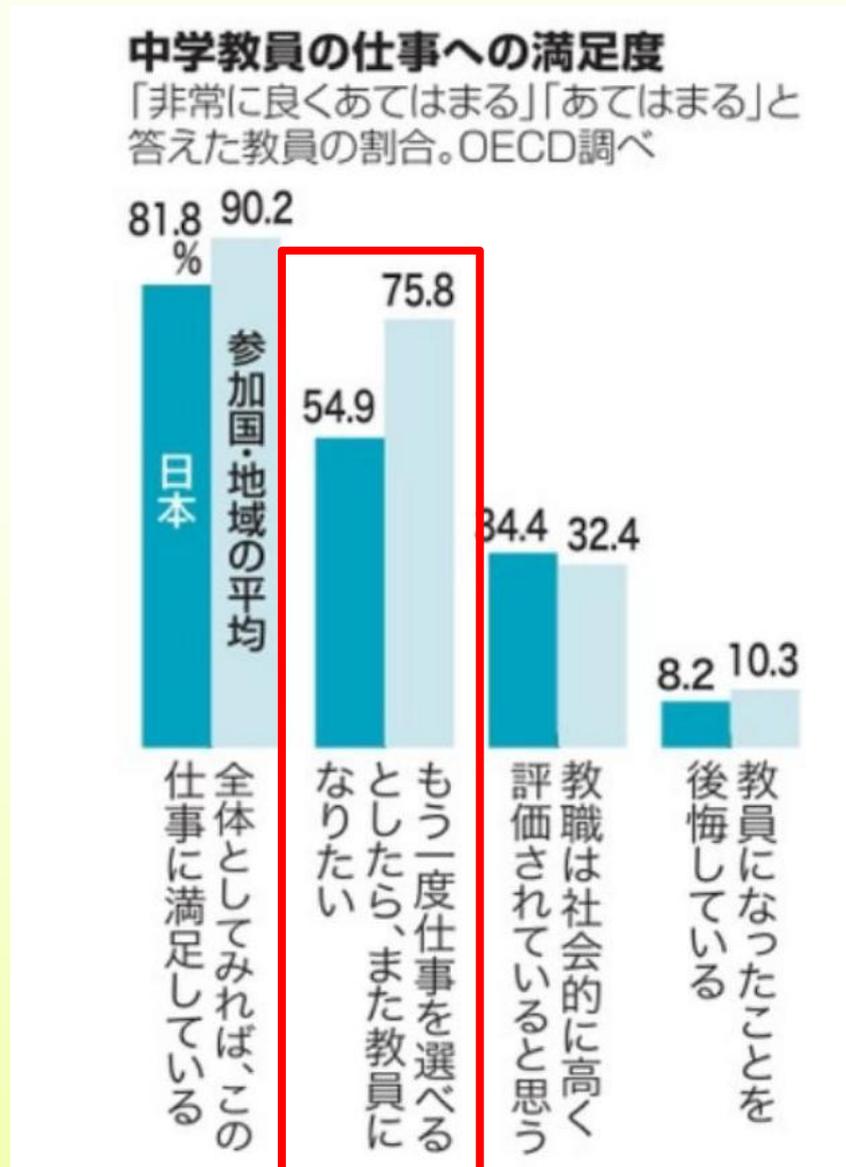
調査では、中学校の校長が自校の教員の意識をどのようにとらえているかを聞いた。「生徒の文化的背景の違いにすぐに対応できることは重要である」と「多数」または「全員、またはほとんど全員」が同意すると回答した日本の校長は92.1%で、平均の90.4%より高かった。

「異なる文化の人々は異なる価値観を持ち得ることを生徒が学ぶのは重要である」とも91.9%で、平均の91.6%をわずかに上回った。

一方、多様な背景を持つ生徒が在籍する中学校で、実際の取り組みについて校長に尋ねると、「多様な民族の、文化的なアイデンティティを表現することを促す活動や組織を支援する」は25.0%平均69.9%、「多文化的な行事を開催している」は32.4%平均64.0%、「民族的、文化的な差別にどう取り組むかを生徒に教える」は73.6%平均82.5%で、いずれも平均より低かった。

TALIS Teaching and Learning International Survey

2008年から5年ごとに実施され、今回が3回目となるOECDの調査。中学はOECD加盟国など48カ国・地域、小学校は15カ国・地域が参加した。日本は中学が前回に続く2回目、小学校は初めての参加。無作為に抽出された国公私立の中学校196校、小学校197校の教員と校長が18年2～3月、調査票の質問に答えた。



パワハラ防止策 法制化か指針か

労政審分科会で議論

職場でのパワーハラスメント（パワハラ）対策の本格的な議論が25日、労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）の分科会で始まった。対策を企業に義務づける「法制化」をするか、法的強制力のないガイドライン（指針）の策定にとどめるかが焦点で、年内に具体案をまとめる方針だ。どんな行為がパワハラに当たるかの定義づけもテーマとなる。

あいまいで仕事上の指導と線引きが難しいと指摘し、「法整備はせず、指針をつくって企業に対策を呼びかけるのが現実的だ」と反論した。上司が必要な指導に尻込みし、経営に悪影響があるとみているためだ。

セクハラや、妊娠や出産をめぐる嫌がらせ「マタハラ」は、法律で企業に防止措置をとることが義務づけられているが、パワハラにはこうした規定がない。厚労省が設けた有識者会議は2012年、パワハラの典型的な例として、暴言などの「精神的な攻撃」や「過大な要求」といった6類型にまとめた。ただ、個別のケースの判断基準や防止策の指針は示されていない。

パワハラ被害は増えている

2018-09-26 朝日新聞

裁量労働制 仕切り直し

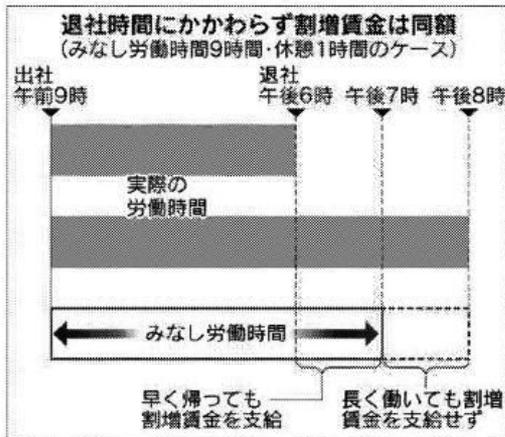
裁量労働制の仕組み

対象業務	専門業務型 ・弁護士や公認会計士など19業務 企画業務型 ・経営の中枢で企画、立案、調査、分析の業務に就く人
年収要件	なし
労働時間	あらかじめ決めた時間を働いたとみなす。実際は個人の裁量に委ねる
賃金	みなし労働時間に応じて支払う
深夜・休日手当	割増賃金を支払う

厚生労働省は今秋、あらかじめ決めた時間を働いたとみなす「裁量労働制」の対象業務拡大に向けた検討を改めて始める。今国会で成立した働き方改革法の原案に当初は対象拡大が盛り込まれていたが、同省による調査データの不備で撤回を迫られた。ただ柔軟な働き方を一段と進めるため、早期に議論の仕切り直しを求める声は経済界を中心に強い。同省は統計学の有識者らでつくる検討会を立ち上げ、議論を再始動する。

厚労省、9月にも検討会

まず働き手の需要調査



9月にも充足させる検討会をまず、働き手のニーズを把握する実態調査を実施。企業側と労働組合側を交えて議論し、厚労省の諮問機関である労働政策審議会で具体的な制度設計を詰める。早ければ2020年の国会に労働基準法改正案を提出することを目指す。

裁量制は、企業の労使であらかじめ決めた「みなし労働時間」を働いた時間とする仕組みだ。一般的には労働基準法に基づき、労働組合や野党は「長時間労働を助長する」など、働き手のうち、専門型が適用されている人は1・4%、企画型は0・4%にとどまる。

9月にも充足させる検討会をまず、働き手のニーズを把握する実態調査を実施。企業側と労働組合側を交えて議論し、厚労省の諮問機関である労働政策審議会で具体的な制度設計を詰める。早ければ2020年の国会に労働基準法改正案を提出することを目指す。

裁量制は、企業の労使であらかじめ決めた「みなし労働時間」を働いた時間とする仕組みだ。一般的には労働基準法に基づき、労働組合や野党は「長時間労働を助長する」など、働き手のうち、専門型が適用されている人は1・4%、企画型は0・4%にとどまる。

9月にも充足させる検討会をまず、働き手のニーズを把握する実態調査を実施。企業側と労働組合側を交えて議論し、厚労省の諮問機関である労働政策審議会で具体的な制度設計を詰める。早ければ2020年の国会に労働基準法改正案を提出することを目指す。

裁量制は、企業の労使であらかじめ決めた「みなし労働時間」を働いた時間とする仕組みだ。一般的には労働基準法に基づき、労働組合や野党は「長時間労働を助長する」など、働き手のうち、専門型が適用されている人は1・4%、企画型は0・4%にとどまる。

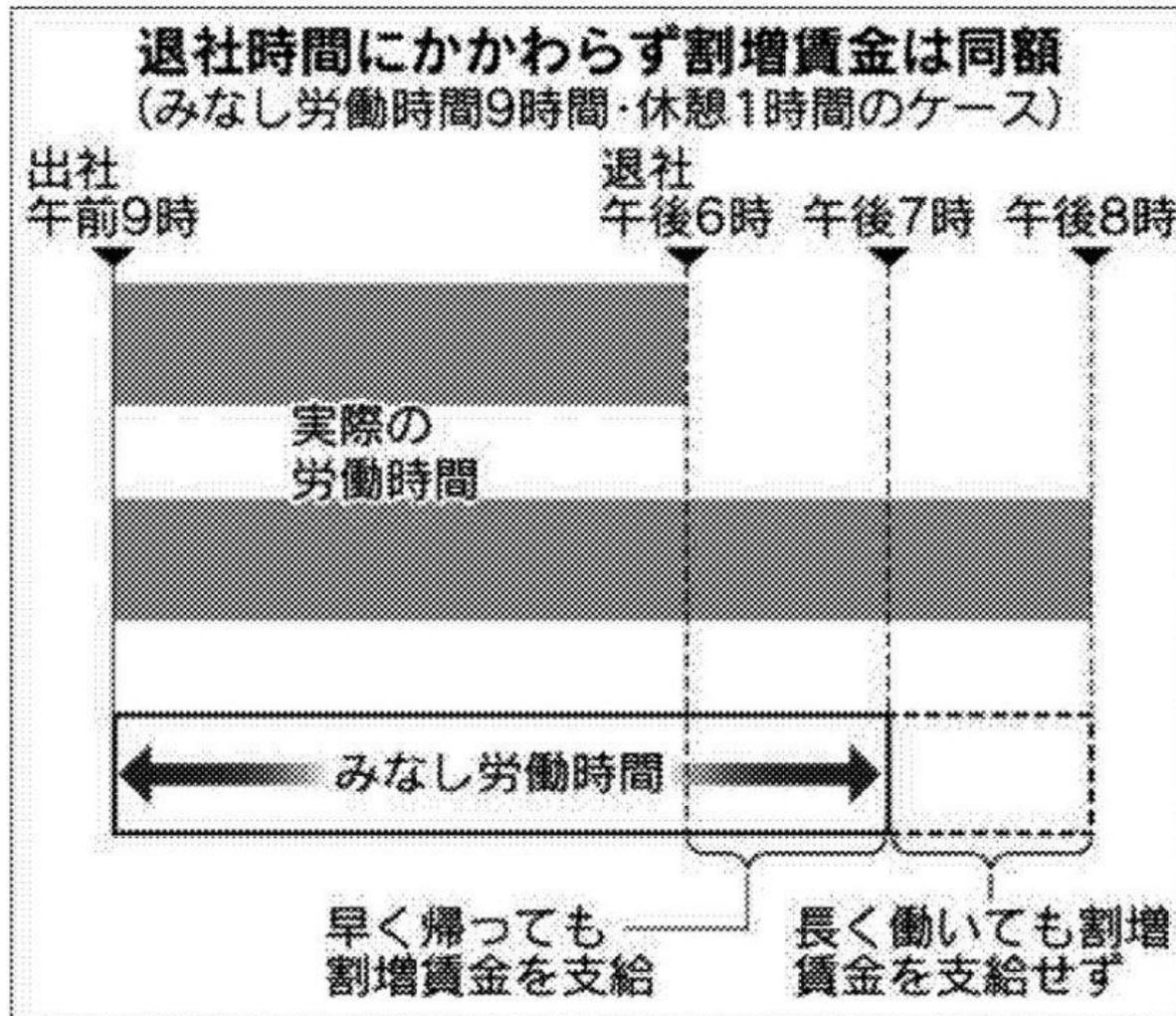
働き方改革関連法 諦めてはいない: 裁量労働制

裁量労働制の仕組み

対象業務	専門業務型 ○ 弁護士や公認会計士など19業務 企画業務型 ○ 経営の中核で企画、立案、調査、分析の業務に就く人
年収要件	なし
労働時間	あらかじめ決めた時間を働いたとみなす。実際は個人の裁量に委ねる
賃金	みなし労働時間に応じて支払う
深夜・休日手当	割増賃金を支払う

働き方改革関連法

諦めてはいない: 裁量労働制



裁量労働制 調査手法から議論

厚労省有識者会議 対象拡大めざす

裁量労働制で働く人の労働実態を調べるための議論が20日、厚生労働省の有識者会議で始まった。政府は6月に成立した働き方改革関連法に裁量労働制の対象拡大を盛り込む方針だったが、同制度をめぐる調査結果への批判を受けて撤回。この会議を再び拡大をめざす第一歩と位置づける。ただ、先行きは不透明だ。

会議は調査手法を議論するためのもので、大学教授ら5人と労使の代表者各1人の計7人でつくる。この日の初会合では正確で信頼性の高い結果を得るため、慎重に調査設計を進める考えで一致。年内にも手法を決める方針という。

裁量労働制は、実際に働いた時間にかかわらず一定時間を働いたとみなし、残業代込みの賃金を払う制度だ。労働時間の規制を緩め

るため働き手側には「長時間労働を助長する」との批判が根強い。ただ、経営者側は対象を広げるよう長年要望しており、安倍政権は働き方改革関連法に対象拡大を盛り込む方針だった。だが、法案づくりの参考にされた厚労省の労働時間調査に大量の異常データがあることが法案提出前の国会審議で発覚。安倍政権は法案から対象拡大を削除した。

それでも、政府は対象拡大をめざす方針を変えていない。経団連の中西宏明会長も働き方改革関連法が成立した6月29日、「裁量労働制拡大は早期の法案再提出を」とのコメントを早速出した。

ただ、実際の調査開始は2019年度以降になる見通しで、調査や集計・分析には数カ月かかるとみられ

る。その調査結果をもとに労使が参加する労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で裁量労働制のあり方を議論するが、もし裁量労働制で労働時間が大幅に長くなるとの調査結果が出れば、紛糾は必至だ。

厚労省幹部は、仮に裁量労働制を拡大する労働基準法改正案を国会提出する場合でも20年以降になるとの見方を示し、「スケジュールありきではなく慎重に進める」としている。

（村上晃二）

今週のビデオ



未来への提言

社会起業家 ビル・ドレイトン
～世界を動かすチェンジメーカー～

2008年5月25日 NHK BS1
約22分

社会起業家

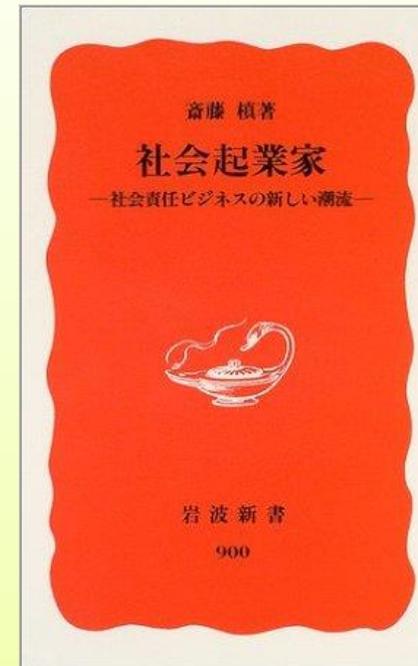
表 1-1 社会事業の定義

← 純粋な社会貢献

→ 純粋な商業主義

動機・手法 ・目標	善意に訴求 使命感が先行 社会的価値	両方の動機 使命感と市場理 論の両方を考慮 社会的かつ経済 的価値	自己利益に訴求 市場理論が先行 経済的価値
受益者	無償	割安価格, また は市場価格を払 う人とまったく 払わない人の混 在	市場価格
資金	寄付と助成金	市場価格よりは 安い資金調達, または寄付と市 場原理に基づい た資本の混在	市場原理に基づ いた資本
労働力	ボランティア	市場価格よりは 安い賃金, また はボランティア と市場原理に基 づいた賃金を受 け取る人の混在	市場原理に基づ いた賃金
サプライヤ (供給者)	現物寄付	特別割引, また は現物寄付と市 場価格で買い取 るケースの混在	市場価格

社会事業の定義
社会的貢献
商業主義ではない
動機・手法・目標
市場原理に基づかない



齋藤稔『社会起業家』より

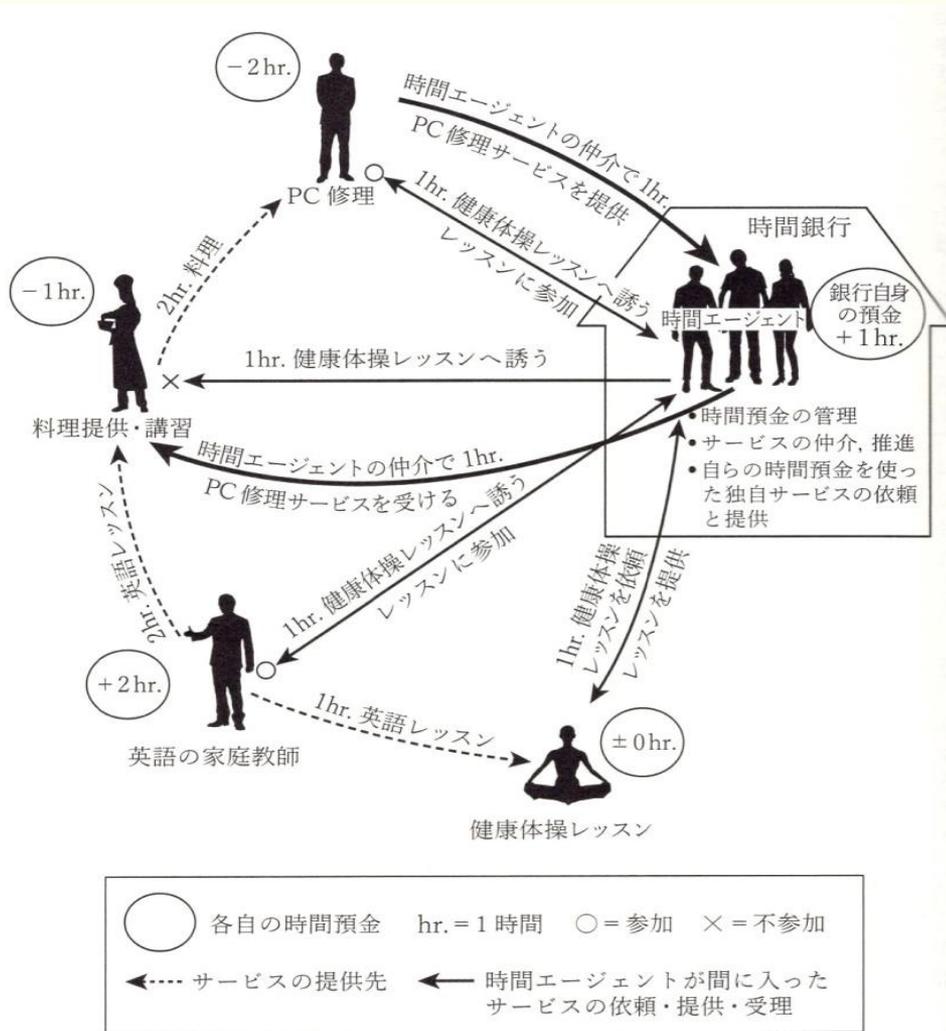
雇用なしで生きる: 時間銀行

時間銀行

「時間」を交換単位として
「銀行」に参加するメンバー
間でサービスをやり取りする
仕組み

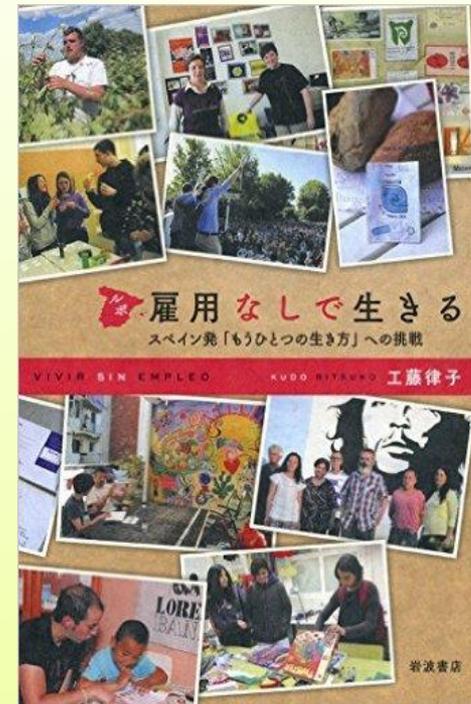
→ 地域通貨

・エンデ「モモ」: 時間どろぼう



「時間銀行」の仕組み

工藤律子『雇用なしで生きる』より



協同労働 労働者協同組合

ワーカースコープ「坂戸地域福祉事業所いきいき」は、埼玉県坂戸市・北坂戸駅に隣接するUR北坂戸団地住宅の1階にある。石橋妙子さんはこの所長だ。
「出身は山形です。こつちに出てきたのはデザインを勉強するため。イラストや文字のデザインを勉強しました」



特集

「雇われない」働き方

協同労働って何？

「雇い」——「雇われる」関係ではなく、自らの働き方を、「協同」で決める「協同労働」を知ってますか？ ヨーロッパなどではすでに定着している働き方が、日本でも本格化しつつあります。根拠となる法案は、着実に議論を重ねている。協同労働がテーマの映画も近日上映予定。地域おこし・仕事づくりにもつながる「雇われない」働き方＝協同労働の世界にご案内します。

画像 / 映画「Workers 被災地に起つ」(30～31ページ)ポスターより。



協同労働の原点

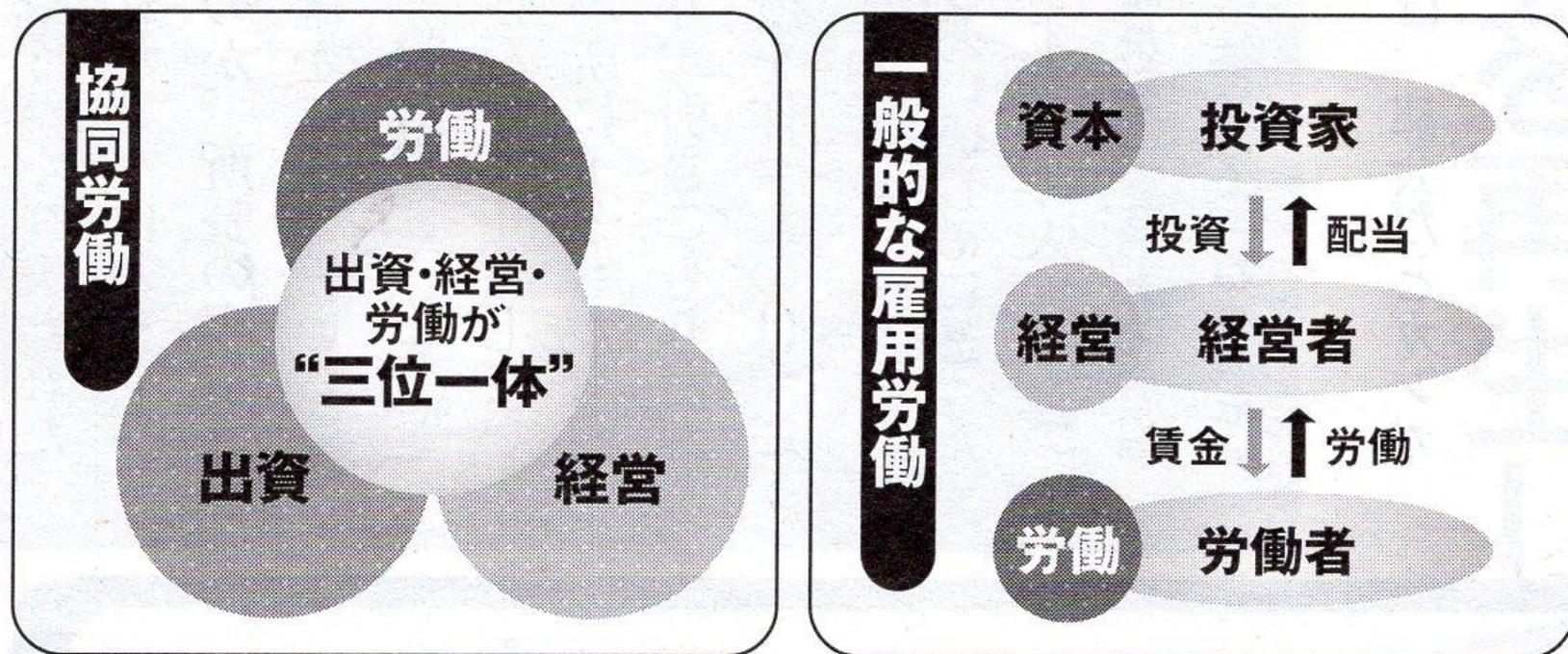
きっかけは20年ほど前。3人の子育て中に、近所で「孤独死」が発生し始めた。坂戸市は高齢化地域の一つ。何かできないかと主婦が集まって話し合ったところ、「地域に誰もが利用できる居場所」があるといういねとなった。

気がつけば坂戸に移り住んで35年を超えた。
「一人で思い悩むより、必要なのはみんなで作ってつっちゃおうよ、やっちゃおうよ」と、ワーカースコープの職員として精神的に活動。事業所には、保育室やデイサービスが併設されており、石橋さんは多忙な日々を過ごしている。

週刊金曜日 2018.9.14 (1200号)

協同労働 労働者協同組合

【図】 協同労働と一般的な雇用労働の違い



※「協同労働の協同組合 日本労働者協同組合連合会」ホームページを参考に編集部で作成。

「週刊金曜日」2018年9月14日号より

協同労働 労働者協同組合

連帯社会： 共存・協力・共生・調和・信頼・絆

表 2-1 矛盾を克服する視点からの連帯社会のビジョン

矛盾を克服する必要条件	キーワード価値
①働く者と人間を大切にできる社会（搾取しない）	連 帯
②お互いが成り立つ社会（排除し合わない）	共 存
③協力社会（競争社会ではない）	協 力
④弱者との共生社会（排除・隔離しない）	共 生
⑤個と全体のバランスがとれている調和の社会（エゴ社会ではない）	調 和
⑥過去と未来の連帯をも含む社会（現世代のエゴではない）	連 帯
⑦信頼や絆を重視する社会（分裂・孤立の社会ではない）	信頼・絆
⑧自然を大切にできる共生社会（人間のエゴではない）	共 生

津田直則『連帯と共生: 新たな文明への挑戦』より

協同労働 労働者協同組合

モンドラゴン協同組合グループ



スペイン
バスク州

協同労働 労働者協同組合

モンドラゴン協同組合グループ



バスク州
モンドラゴン

石塚秀雄『バスク・モンドラゴンー協同組合の町から』より

協同労働 労働者協同組合
モンドラゴン協同組合グループ

バスク州
モンドラゴン



モンドラゴンの町（上方はウダラ山）

石塚秀雄『バスク・モンドラゴン—協同組合の町から』より

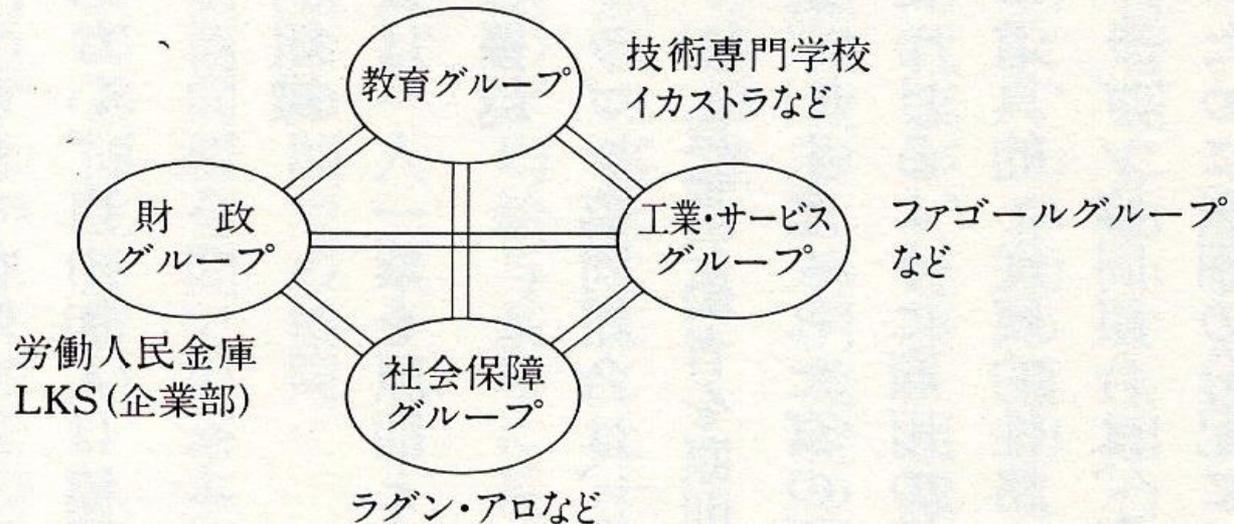
協同労働 労働者協同組合

モンドラゴン協同組合グループ

モンドラゴン協同組合グループ組織図

1. 協同の環

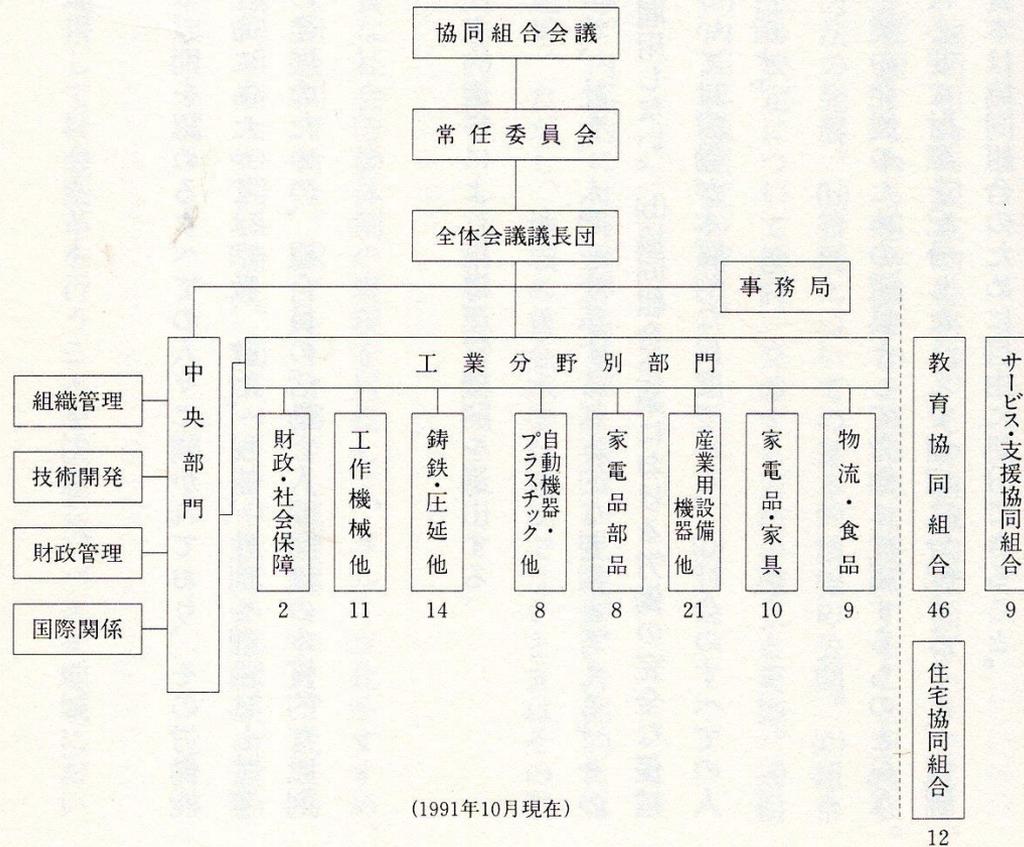
(約160協同組合
22,000名労働者組合員)



協同労働 労働者協同組合

モンドラゴン協同組合グループ

2. 全体組織図



143

石塚秀雄『バスク・モンドラゴンー協同組合の町から』より

モンドラゴン協同組合グループ

協同組合原則 1987年

- 1) 自由加入
- 2) 民主的組織
- 3) 労働の主権（労働の優越）
- 4) 道具としての資本の従属的性格
（資本の道具的・従属的政策）
- 5) 運営への参加（管理への参加）
- 6) 報いのある連帯（給与の連帯性）
- 7) 協同組合間協力
- 8) 社会変革
- 9) 普遍性（国際性）
- 10) 教育

石見尚『日本型協同社会論事始め』より

※()は石塚秀雄『バスク・モンドラゴンー協同組合の町から』より

参考文献:

- ・西谷敏他『日本の雇用が危ない
—安倍政権「労働規制緩和」批判』旬報社、2014年
- ・伍賀一道他編『劣化する雇用
—ビジネス化する労働市場政策』旬報社、2016年
- ・石水喜夫『日本型雇用の真実』ちくま書房、2013年

- ・斎藤槇『社会起業家—社会責任ビジネスの新しい潮流』岩波
新書、2004年
- ・工藤律子『ルポ 雇用なしで生きる—スペイン発「もうひとつの
生き方」への挑戦』岩波書店、2016年
- ・石塚秀雄『バスク・モンドラゴン—協同組合の町から』彩流社、
1991年
- ・津田直則『連帯と共生: 新たな文明への挑戦』ミネルヴァ書房、
2014年



これで、私の講義は終わりです

最後に・・・

- ・雇用者・会社員・従業員として、働きながら心がけること
- ・いつでも勉強
仕事の技術・技能をつけていくこと：
例えば、コンピュータプログラム、簿記検定
- ・働きながら学ぶ：経済学を修めたものとして：
会社・仕事は、経済学のとても重要な研究材料
学者先生には手に入らないものが目の前にあります



これで、私の講義は終わりです

さらに・・・

- ・何か質問、仕事をしてからも何か言いたいこと、質問したいことがありましたら、HPのメール送付に書き込んで送ってください。その際には、「立命で講義を聴きました」、と一言添えてもらえれば、ありがたいです。それには真摯に答えるつもりです。
- ・早口で、たくさんしゃべって、すいませんでした。しかし、それでもお聴きいただき、半年間、ありがとうございました。



これで私の講義は終わります
最後まで聴いていただき、
ありがとうございました

高田好章

